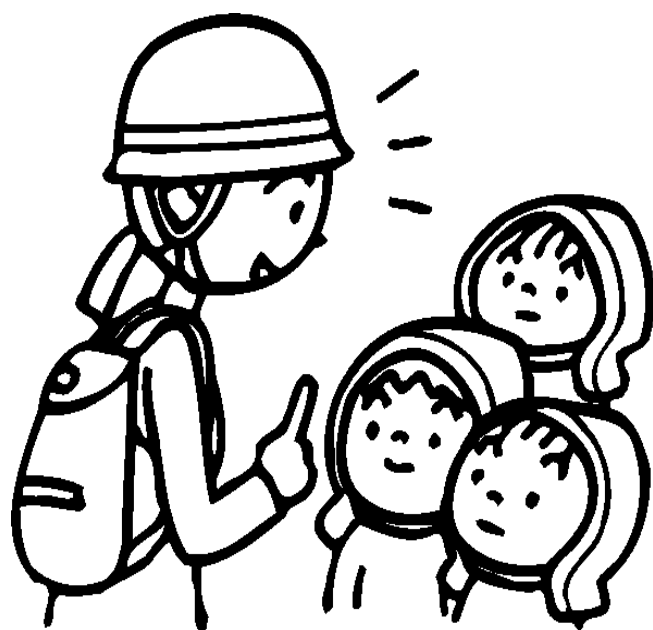


公立幼稚園・認定こども園

# 事故防止・災害対応 マニュアル



茨木市こども育成部保育幼稚園総務課・園長会

令和 6 (2024) 年 3 月 改訂

# 目 次

1	事故防止に向けての心構え及び取り組み	1
2	事故予防対策の具体的活動	1
3	事故が起きたときの基本姿勢	1
4	日常の環境整備	1
5	災害発生時における防災組織及び役割分担	2
6	活動別配慮事項	3
7	事故・災害別基本的対応・注意ポイント	
( 1 )	事故	
	◆ けが・事故発生時	5
	◆ 食中毒発生時	6
	◆ アレルギー症状発症時	7
	◆ 熱中症発症時	8
( 2 )	災害	
①	地震発生時	9
②	火災発生時	10
③	その他	
	◆ 台風接近時	11
	◆ 洪水・土砂災害時	12
	◆ ゲリラ豪雨発生時	13
	◆ 竜巻発生時	14
	◆ 落雷発生時	15
	◆ 大気汚染の注意喚起時	16
	◆ 弾道ミサイルが領土・領海に落下時	17
( 3 )	不審者	◆ 不審者侵入時 18
( 4 )	その他	◆ 集団感染症疑い時 19
		学級閉鎖の対応について 20
		◆ けいれん発症時 21
		◆ 交通事故発生時 22
		交通安全指導について 23
		◆ 児童虐待が疑われた時 24
		◆ 個人情報流出時 25
8	備えるべき防災グッズ・備蓄用品について	26
9	災害時等の緊急措置について	27
10	園児の引き渡しについて	33
別添	( 1 ) 地震発生状況別対応マニュアル	
	( 2 ) 不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル	
	( 3 ) 書式集	
	① 引き渡し・緊急連絡カード	
	② 幼稚園遊具点検台帳	
	③ 事故発生記録	
	④ 重大事故報告書	
	⑤ ヒヤリ・ハット報告書	
	⑥ 災害状況の報告 様式1・2・3	
	⑦ 学校保健安全法に基づく臨時休業の報告について	
	園内感染症等経過観察表	

# 1 事故防止に向けての心構え及び取り組み

- (1) 教職員間のコミュニケーション
- (2) 情報の共有化
  - ①園児の生活実態、既往症や過去の傷害を伴う事故等の情報は、教職員間で常に収集し、共有を図る
  - ②園児の症状に対して全教職員が正しい知識をもち、基本的な対応について熟知しておく
  - ③アレルギー疾患を有する園児については、全教職員で共有しておく。特に認定こども園で給食など配慮が必要な場合は、担当課、給食業者とも連携をもち、誤食などの事故防止に努める
  - ④保護者との連携を図り、園の方針や取り組みについて理解を得るよう努める
  - ⑤預かり保育利用者においては、保育中の様子など、預かり保育指導員との連携に特に気を付ける
- (3) 苦情解決の取り組み
  - ①園が見落としていた問題を発見できることもあるので謙虚に受け止め、早期対応を心掛ける（丁寧な聞き取り、事実確認、真摯な対応）
  - ②聞き取りに関しては、複数の教職員で対応し、必ず記録を残しておくこと
  - ③必要に応じて、担当課や関係機関と相談のうえ対応をする
- (4) 事故・災害が起きた場合の役割分担（連絡・伝達・記録など）をしておく（P. 2 参照）
- (5) 園医、園歯科医、園薬剤師との連携を図り、必要に応じて相談や、指示を求める
- (6) 症状や時間帯に応じて受診できる医療機関を確認しておく。また、健康調査票においてかかりつけの医療機関を把握しておく

# 2 事故予防対策の具体的活動

- (1) 安全教育
- (2) 日常の環境整備
- (3) 点検表でのチェック
- (4) 「ヒヤリハット」の活用と情報共有

# 3 事故が起きたときの基本姿勢

- (1) 園児の生命と安全を最優先し、適切かつ迅速な応急手当を行う
- (2) 保護者の立場にたって、真摯にかつ誠意ある態度で対応する

# 4 日常の環境整備 園児の動きや目の高さで安全を確認する

- (1) 園庭
  - ① 固定遊具の扱い方について教職員間で共通認識をもっておく
  - ② 遊具の安全点検を常に行う
  - ③ 園児の動線や配置物において危険がないか常に状況把握をする
  - ④ 教師が場を離れる時は、声を掛け合い危険防止の確認をする
  - ⑤ 危険な物が落ちていないか、犬猫の糞など不衛生なものがないか点検する
  - ⑥ 倉庫の管理には十分注意する（園児が中に入らないようにする）
  - ⑦ 樹木に突起物や害虫がないか点検する
- (2) 室内
  - ① 避難経路を確保しておく
  - ② 家具の上に落下しやすい物を置かないようにし、転倒防止の対策を行う
  - ③ 壁面に釘や鋭利な突起物が残っていないか確かめる
  - ④ 床面には、園児がつまずきやすいものを置かないようにし、水濡れがないか確かめる

## 5 災害発生時における防災組織及び役割分担

予測できない様々な災害が発生した場合には、適切な措置がとれる体制を確立し、園児の安全確保を図ることが大切である。また、そのためには、平常時の安全管理体制の整備と安全指導及び訓練が一体となることが重要である。

### 避難誘導

#### 【災害発生時】

- ・園児の安全な避難誘導、整列、点呼
- ・園児を保護者へ安全確実に引き渡すまで誘導

#### 【平常時】

- ・避難経路、避難場所の確認
- ・人員確認方法について検討、確認
- ・園児を保護者へ引き渡す方法の検討

### 園児保護

#### 【災害発生時】

- ・救護係との連絡、協力
- ・配慮を要する園児の把握、保護、誘導

#### 【平常時】

- ・各種疾病、配慮を要する園児などへの対応方法の研修、PTSDなどの研修等

### 連絡・指揮

#### 【災害発生時】

- ・園児の誘導後の全体指揮
- ・園児数の把握
- ・本部との連絡

#### 【平常時】

- ・災害関連情報の収集
- ・放送設備の整備

### 災害対策本部

#### 園長（教職員）

#### 【災害発生時】

- 全体指揮（統括）
- ・園児、教職員の安全確認
- ・情報収集
- ・情報の伝達
- ・応急対策の決定
- ・保護者連絡  
(茨木市緊急メール配信システム)
- ・渉外  
(担当課、近隣避難場所 等)
- ・通報（消防署）
- ・記録

#### 【平常時】

- ・災害時の対策の確立
- ・災害時の対策の見直し
- ・災害時の連絡体制の確立
- ・ラジオ、拡声器、懐中電灯、園舎配置図などの確認
- ・緊急時持ち出し袋の準備及び確認

### 救護

#### 【災害発生時】

- ・負傷者の応急手当、一次救命処置
- ・医療の援助の必要についての判断
- ・負傷者の状況や応急手当、一次救命処置についての記録

#### 【平常時】

- ・医薬品、救護用具、AEDの準備及び点検
- ・負傷者、病人の救護方法の研修

### 安全点検・巡視

#### 【災害発生時】

- ・ガス栓、電源の閉栓
- ・逃げ遅れた園児の確認、発見
- ・危険箇所の確認、立ち入り禁止箇所の設定  
(ロープの設置)

#### 【平常時】

- ・ガス、電気などの元栓の確認
- ・危険物、薬品類保管状況調査
- ・拡声器、ロープ、携帯ラジオ、立ち入り禁止表示など必需品の確認

### 搬出

#### 【災害発生時】

- ・重要書類などの安全な場所への搬出、保管

#### 【平常時】

- ・重要書類一覧、保管場所の確認
- ・重要書類の搬出方法と保管方法の検討

### 消 防

#### 【災害発生時】

- ・初期消火 ・被災状況の把握

#### 【平常時】

- ・消火栓、消火器、消火バケツ、非常ベルなどの整備確認と使用方法の研修

### 警 備

#### 【災害発生時】

- ・門、園舎の出入り口などでの避難誘導

#### 【平常時】

- ・地域防災計画による防災体制の確認
- ・門、園舎の出入り口などでの避難誘導方法の研修

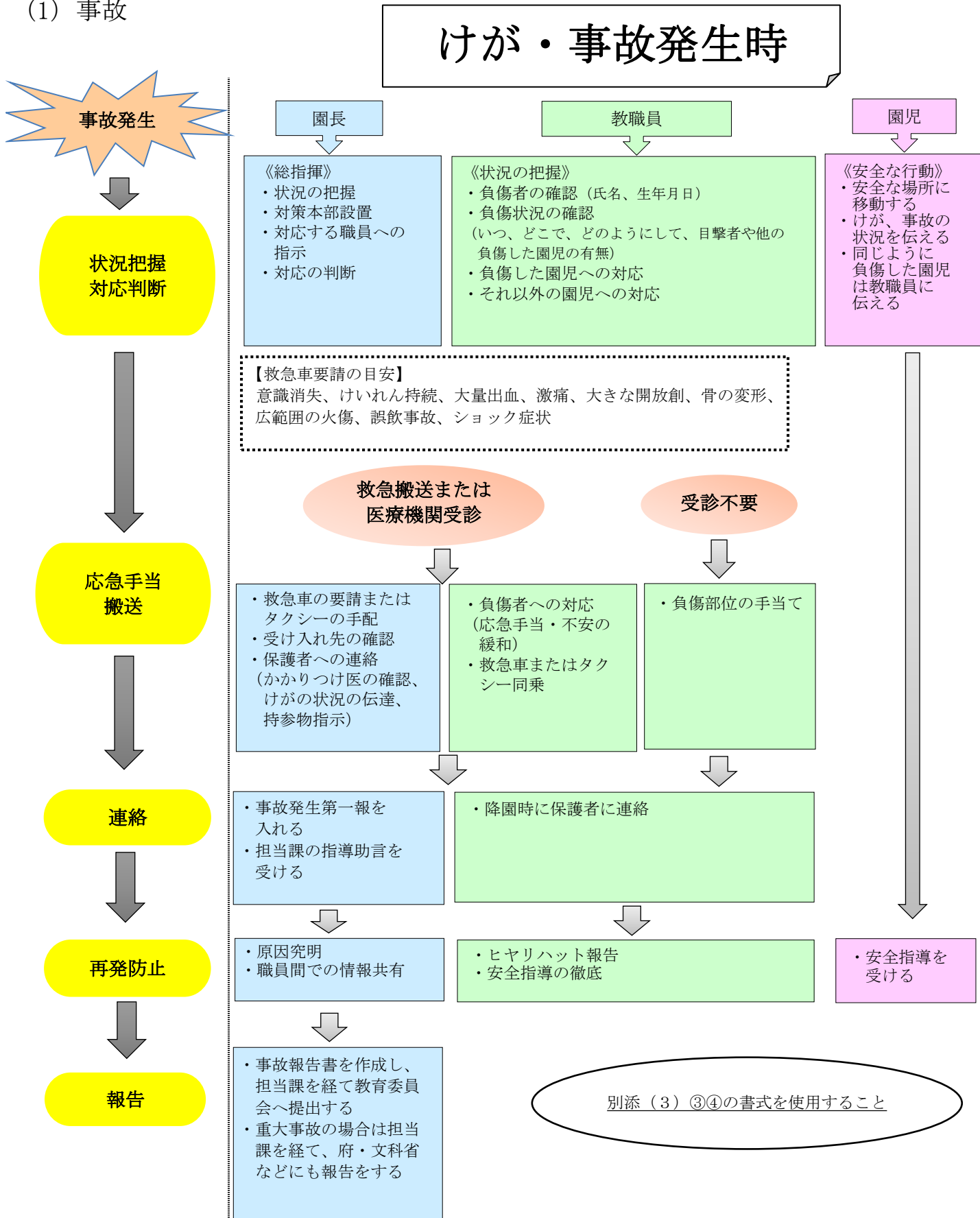
## 6 活動内容別配慮事項

活動	配慮事項
登園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視診をしっかり行い、健康状態の把握をする。傷がある場合は保護者に確認する</li> <li>・担任以外の教職員が確認した場合は、速やかに確実に担任に伝える</li> </ul>
戸外遊び	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児には帽子をかぶせ、靴のかかと部分を踏まないよう指導する</li> <li>・誰がどこで遊んでいるかを把握する</li> <li>・遊具は年齢に合っているか、破損はないか、濡れて滑りやすくなっていないかなどの確認を行う</li> <li>・遊び慣れていないもの、転倒した時に危険が予測される遊具を設置した場合には、教師が付き添い、遊び方や決まりを伝える</li> <li>・固定遊具の遊び方や決まりを教職員で統一する</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブランコ／立ち乗り、飛び降り、左右にゆらす、鎖をねじるなどをしない</li> <li>・滑り台／逆さ登りをしない、前の子が滑り終えてから滑る</li> <li>・鉄棒、ジャングルジム／手を離さない、無理な姿勢を取らない等</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縄を遊具に結び付けて遊んだり、手に物を持ったまま遊んだりしないようにさせる</li> </ul>
園外保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園外保育実施届出書（目的地・人数・引率者・帰園時間）を提出しておく</li> <li>・救急用品、携帯電話等を持参する</li> <li>・園児には帽子をかぶせ、足のサイズに合った靴であるか確認する</li> <li>・列の前後、中央には教師が付く</li> <li>・人数確認は必ず、出発時、移動時などに行う</li> <li>・列全体の歩くスピードを考え誘導し、職員は道路側を歩く</li> <li>・交通ルールを守って行動する</li> <li>・横断歩道の通行は余裕をもつ</li> <li>・信号待ちの時は、道路からできるだけ離れたところで待つようにする</li> <li>・公園で園児以外の幼児が遊んでいる場合は、十分に気を付けるよう園児に伝える</li> <li>・公園の遊具が年齢に合ったものか、危険性はないかなどを確認しておく</li> </ul>
プール水遊び	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プール内、プールサイドに危険な物はないか確認する</li> <li>・気温、水温に注意する。特に真夏日の暑さ指数にも注意し、活動時間短縮や中止などの配慮をする</li> <li>・転倒に十分注意する</li> <li>・残留塩素を0.4～1.0ppmに保つ</li> <li>・教職員2人以上の体制をとり、1人は、プールサイドまたはプールの中で園児の顔色や溺れていないかなどの観察を行う</li> <li>・入出時には必ず人数確認を行う</li> <li>・保護者記入のプールカードは十分点検する。保護者が可としていても、体調が優れない時は無理をさせない</li> <li>・持病のある園児、要配慮児には特に注意をする</li> <li>・緊急時に備えて、衣服や上靴などをプールの近くに置くようにする</li> </ul>

<p>昼食</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口に食べ物を詰め過ぎないようにさせる</li> <li>・しっかり咀嚼させる</li> <li>・箸や歯ブラシを振り回したり、くわえて歩いたり走ったりしないように注意する</li> <li>・食物アレルギーの体質をもつ園児は、他児のものを口に入れないよう注意する。また、認定こども園における給食提供においては、配膳時に誤食が起こらないよう配慮を行う（アレルギー配慮食マニュアル参照）</li> </ul>
<p>降園</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けがをした場合は、必ず保護者に伝え、傷の確認もしてもらう。また、けがをした園児が預かり保育を利用する場合は教職員間の連携を図る</li> <li>・迎えの保護者が遅れている場合は、必ず教師の手元で預かる</li> <li>・保護者から離れて門を出る園児がいないか、必ず確認をする</li> <li>・門周辺の車や自転車の往来に注意する</li> </ul>
<p>預かり保育</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢差のある園児が共に過ごすことや、保育後の疲れもあるのでより一層、健康状態に気を付ける</li> <li>・おやつでの誤食に注意する</li> </ul>

# 7 事故・災害別基本的対応・注意ポイント

## (1) 事故



# 食中毒発生時

【異常を示す症状】  
下痢・嘔吐

食中毒発生の  
疑い

状況把握

情報収集  
連絡

対応判断

保護者への  
引き渡し

再発防止

報告

園長

《総指揮》  
・状況の把握  
(全園児の欠席者数、欠席理由、  
教職員の有症状者の人数や症状  
の把握)  
・対策本部設置  
・対応する職員への指示  
・対応の判断  
(病院など医療機関との連絡、  
必要に応じて救急搬送、保護者  
引き渡し、保育継続)

・一覧表作成(欠席者及び症状、  
登園している有症状者の人数や  
状態、教職員の有症状者の人数や  
状態等)  
・給食室の状況確認  
・担当課への連絡、指導助言を受ける  
・園医に報告、相談し、指導助言を  
受ける

・給食停止  
・出席停止  
・臨時休園  
・教職員の役割分担確認  
・保護者対応  
・報道への対応の一本化  
・プライバシーの保護、いじめ防止

・保健所との連携  
(原因究明、消毒、検便等)

・担当課を経て保健所に報告、  
指導助言を受ける  
・記録(発生状況、経過等)

教職員

《状況の把握》  
・園児の健康調査  
(症状及び人数)  
・喫食調査  
・有症状者の問診  
・有症状者の隔離

・有症状者の保護者への  
連絡  
・緊急メールを配信  
・引き渡し・緊急連絡  
カードなどにより園児を  
保護者に直接引き渡す  
・連絡がつかない園児の  
保護を適切に行い、  
必要に応じて備蓄品で  
対応する

・保健指導  
(消毒、手洗い、うがい、  
ペーパータオルの使用)  
・二次感染防止  
・衛生管理の徹底

・別添(3)①⑦参照  
・保健関係各種対応マニュアルも参考に  
すること

園児

《安全な行動》  
・有症状者は別室に  
移動する

・保護者とともに帰宅  
・場合によっては病院  
など医療機関受診  
・学級閉鎖、臨時休園  
などになった場合は  
降園  
・保護者と連絡がつか  
ない場合は待機継続

・保健指導を受ける



# アレルギー症状発症時

アレルギー症状  
発症の疑い

【異常を示す症状】  
皮膚・粘膜症状（じんましん、かゆみ、目の充血） 呼吸器症状

園長

教職員

園児

状況把握  
対応判断

《総指揮》  
・状況の把握  
・対応する職員への指示  
・保護者への連絡  
・必要に応じてかかりつけ医への相談  
・対応の判断

《状況の把握》  
・発症児の確認  
・発症状況の確認（意識状態、呼吸、心拍、症状、経過の把握、記録）  
・発症児への対応  
・面接記録票の管理指導確認（症状は分単位で急速に進行することが多い。観察者は最低1時間は目を離さないようにする）  
・それ以外の園児への対応

《安全な行動》  
・同じような症状がある園児は、教職員に伝える  
・発症児は別室に移動する

【救急車要請の目安】  
・アナフィラキシーの兆候が見られる場合  
・食物アレルギーでの呼吸器症状の疑いがある場合  
・エピペンを使用した場合  
・かかりつけ医または保護者から要請がある場合

応急手当  
搬送

救急搬送または  
医療機関受診

受診不要

・救急車の要請またはタクシーの手配  
・受け入れ先の確認  
・保護者への連絡（かかりつけ医の確認、状況の伝達、持参物指示）

・応急手当（エピペンの注射、AEDの準備）  
・一時救命措置（気道確保、胸骨圧迫、人工呼吸、AEDの実施）  
・救急車またはタクシー同乗

・応急手当  
・発症児への対応（面接記録票に基づいて行う、緊急時の処方がなされている場合はすぐに使用できるよう準備（エピペン、飲み薬等）  
・保護者到着まで経過観察

連絡

・第一報を入れる  
・担当課の指導助言を受ける

・降園時に保護者に連絡

報告

・職員間の情報共有  
・記録（発症状況等）  
・担当課への報告

・アレルギーの原因や症状を知る

保健関係各種対応マニュアルも参考にすること  
（アナフィラキシー、誤食等）

# 熱中症発症時

熱中症の疑い

## 【熱中症の主な症状】

めまい、失神、筋肉痛、筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛、気分の不快、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱症、意識障害、けいれん、手足の運動障害、高体温

園長

教職員

園児

《総指揮》  
 ・状況の把握  
 ・対応する職員への指示  
 ・保護者への連絡  
 ・対応の判断

《状況の把握》  
 ・発症児の確認  
 ・発症状況の確認（意識状態、呼吸、心拍、症状、経過の把握、記録）  
 ・発症児への対応  
 ・それ以外の園児への対応

《安全な行動》  
 ・発症児は涼しい場所へ移動する  
 ・同じような症状がある園児は教職員に伝える

状況把握  
対応判断

応急手当  
搬送

《応急手当》  
 ・涼しい場所に避難  
 ・脱衣と冷却  
 ・水分、塩分の補給

## 【救急車要請の目安】

- ・意識がない
- ・返答がおかしい

## 【医療機関受診の目安】

- ・自力での水分摂取が不可能
- ・症状が回復しない

救急搬送または  
医療機関受診

受診不要

・救急車の要請またはタクシーの手配  
 ・受け入れ先の確認  
 ・保護者への連絡（かかりつけ医の確認、状況の説明、持参物指示）

・発症児への対応（応急手当、不安の緩和）  
 ・一時救命措置（気道確保、胸骨圧迫、人工呼吸、AEDの実施）  
 ・救急車またはタクシー同乗指示

・保護者到着まで経過観察

連絡

・第一報を入れる  
 ・担当課の指導助言を受ける

・降園時に保護者へ連絡

再発防止

・原因究明  
 ・職員間での情報共有

・熱中症対策の指導、徹底

・熱中症の原因や症状、予防について知る

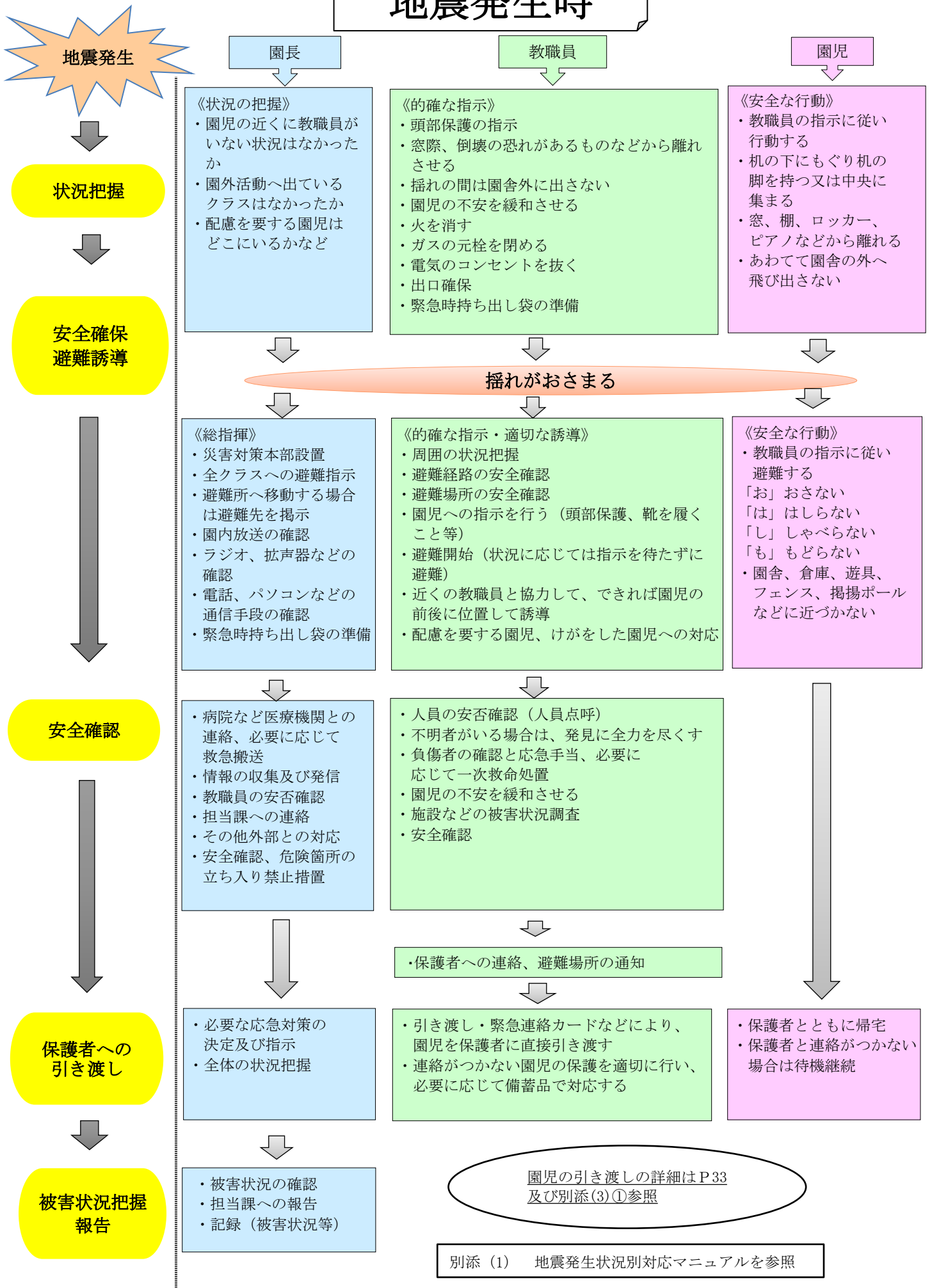
報告

・担当課への報告  
 ・記録（発症状況等）

保健関係各種対応マニュアルも参考にすること

(2) 災害①

# 地震発生時



(2) 災害②

# 火災発生時

火災発生

- ・火災報知機作動
- ・大声で知らせる

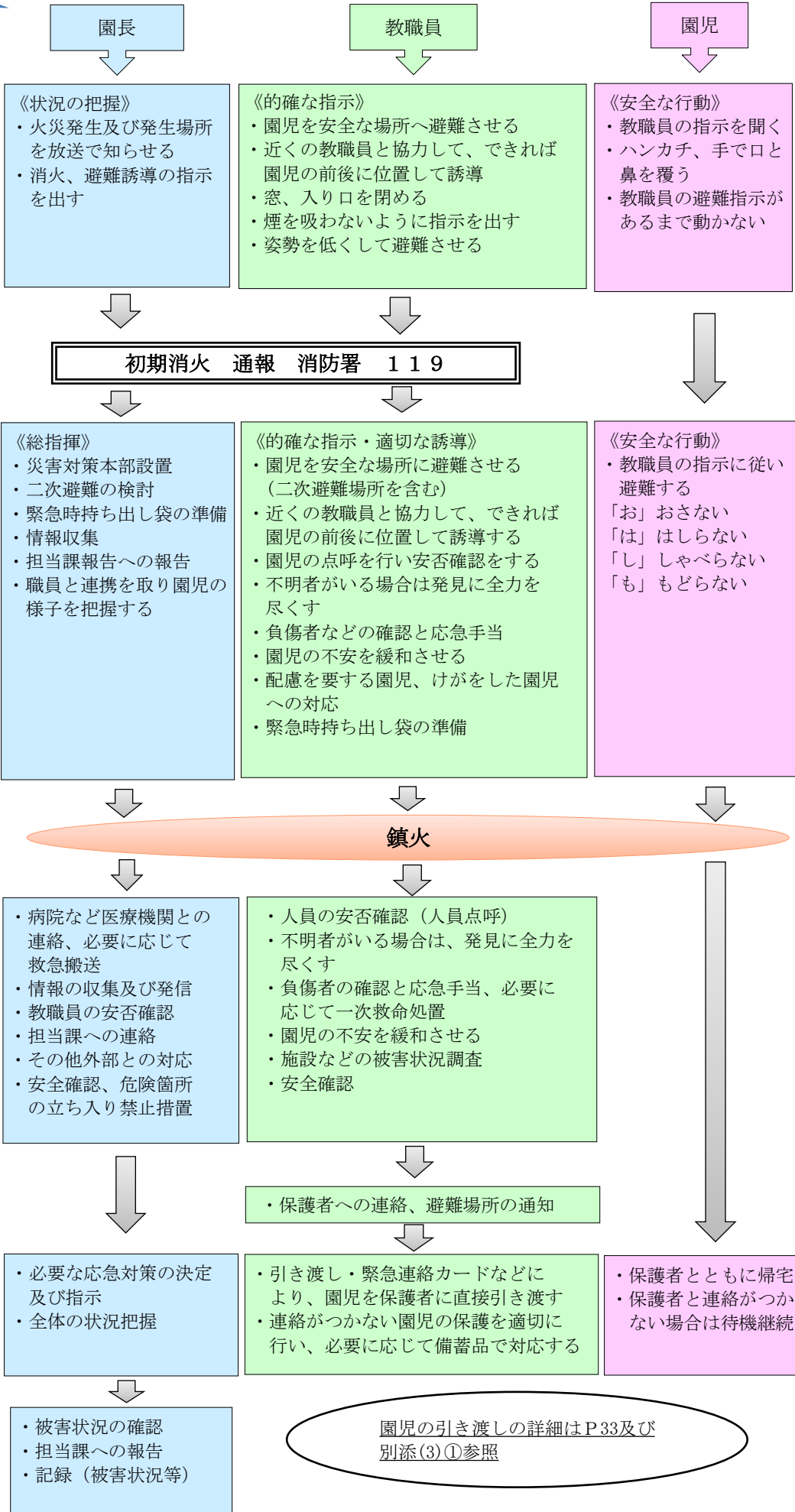
状況把握

安全確保  
避難誘導

安全確認

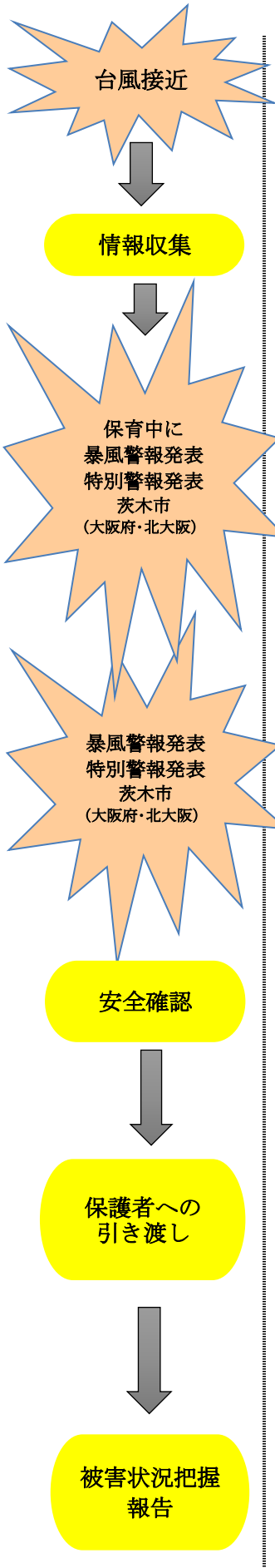
保護者への  
引き渡し

被害状況把握  
報告



(2) 災害③

# 台風接近時



・気象庁（大阪管区气象台）発表の台風接近に関する情報や茨木市災害対策本部から出される警戒レベル（避難準備、高齢者等避難開始、避難指示、緊急安全確保）の情報を確認する

**【事前の対応】**

- ・緊急時の連絡先変更の有無を確認しておく
- ・前日より、保護者に対して気象情報に注意すること、保育時間中において園児引き取りの必要が生じる可能性があることを知らせておく
- ・園舎の戸締り、園庭や施設の適切な防護処理（特にテント、国旗）休日前は台風の接近を予測して対処する
- ・危険箇所の確認
- ・園長は勤務時間外でも状況によっては自宅待機をするか、すぐに連絡が取れるようにしておく
- ・休園の場合も、職員は通常勤務体制をとる ⇒ C号配備の場合は正規職員は出勤



**【警報発表時の対応】**

- ・詳細は、P27～32の保存版「災害時等の緊急措置について」で確認すること

**《総指揮》**

- ・災害対策本部設置
- ・避難指示
- ・緊急時持ち出し袋の準備
- ・職員と連携を取り、園児の様子を把握する

**《的確な指示・適切な誘導》**

- ・園児に状況説明をし、落ち着いて降園準備を指示する
- ・安全な場所で待機させる
- ・緊急時持ち出し袋の準備
- ・園児の不安を緩和させる

**《安全な行動》**

- ・教職員の指示に従い行動する
- ・危険な場所に近づかない

・保護者への連絡、避難場所の通知

・必要な応急対策の決定及び指示  
・全体の状況把握

・引き渡し・緊急連絡カードなどにより、園児を保護者に直接引き渡す  
・連絡がつかない園児の保護を適切に行い、必要に応じて備蓄品で対応する

・保護者とともに帰宅  
・保護者と連絡がつかない場合は待機継続

## 台風通過

・被害状況の確認  
・担当課への報告  
・記録（被害状況等）

・園児の引き渡しの詳細はP33及び別添(3)①参照  
・大雨などによる対応はP12の「洪水・土砂災害時」の基本的対応を参照

# 洪水・土砂災害時

大雨発生

- ・気象庁（大阪管区气象台）発表の大雨に関する予報（注意報・警報）や茨木市災害対策本部から発令される警戒レベル（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の情報を確認する
- ・茨木市内に警戒レベル3～5（洪水）が発令されている場合は臨時休園とする
- ・保育中に警戒レベル3～5が発令された場合は避難準備を整え、保護者に迎えの要請をする
- ・避難に関しては危機管理課、担当課とも情報共有しながら検討する
- ・インターネットなどを活用し、現状の把握をする  
（大阪防災ネット 茨木市、大阪府河川室 淀川防災情報、大阪府 土砂災害の防災情報等）

情報収集

避難確定  
避難指示発令

安全確保  
避難誘導

安全確認

保護者への  
引き渡し

被害状況把握  
報告

園長

- 《総指揮》
- ・災害対策本部設置
  - ・避難指示
  - ・緊急時持ち出し袋の準備
  - ・職員と連携を取り、園児の様子を把握する

教職員

- 《的確な指示・適切な誘導》
- ・緊急時持ち出し袋の準備
  - ・できるだけ園舎内の高い場所（2階）や近隣の小中学校等へ避難待機をする
  - ・近くの教職員と協力し、できれば園児の前後に位置して誘導する
  - ・園児の点呼を行い人数確認をする
  - ・園児の不安を緩和させる
  - ・配慮を要する園児への対応

園児

- 《安全な行動》
- ・教職員の指示に従い行動する
  - ・危険な場所に近づかない

- ・保護者への連絡、避難場所の通知

- ・必要な応急対策の決定及び指示
- ・全体の状況把握

- ・引き渡し・緊急連絡カードなどにより、園児を保護者に直接引き渡す
- ・連絡がつかない園児の保護を適切に行い、必要に応じて備蓄品で対応する

- ・保護者とともに帰宅
- ・保護者と連絡がつかない場合は待機継続

災害の沈静化

- ・被害状況の確認
- ・担当課への報告
- ・記録（被害状況等）

園児の引き渡しの詳細はP33  
及び別添(3)①参照

# ゲリラ豪雨発生時

ゲリラ豪雨発生

- ・天気予報や大阪防災情報メール等による情報収集に努めるとともに、雲の様子を観察する（黒い雲が近づく、雷鳴が聞こえたり雷光が見えたりするなど）
- ・天気予報の下記の言葉に注意する  
「雷をとמוなう」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」

情報収集

安全確保  
避難誘導

安全確認

保護者への  
引き渡し

被害状況把握  
報告

園長

教職員

園児

- 《総指揮》
- ・災害対策本部設置
  - ・安全な場所へ避難指示
  - ・緊急時持ち出し袋の準備
  - ・職員と連携を取り、園児の様子を把握する

- 《的確な指示・適切な誘導》
- ・近くの教職員と協力して、園児を誘導する
  - ・園児の点呼を行い安否確認をする
  - ・負傷者の確認と応急手当、必要に応じて一次救命処置
  - ・園児の不安を緩和させる
  - ・配慮を要する園児やけがをした園児への対応
  - ・緊急時持ち出し袋の準備

- 《安全な行動》
- ・教職員の指示に従い避難する
  - ・保育室の中央に集まる

ゲリラ豪雨がおさまる

- ・病院など医療機関と連絡、必要に応じて救急搬送
- ・情報の収集及び発信
- ・担当課への連絡
- ・その他外部との対応
- ・安全確認、危険箇所の立ち入り禁止措置

- ・園児の不安を緩和させる
- ・施設などの被害状況調査
- ・安全確認

- ・保護者への連絡、避難場所の通知

- ・必要な応急対策の決定及び指示
- ・全体の状況把握

- ・引き渡し・緊急連絡カードなどにより園児を保護者に直接引き渡す
- ・連絡がつかない園児の保護を適切に行い、必要に応じて備蓄品で対応する

- ・保護者とともに帰宅
- ・保護者と連絡がつかない場合は待機継続

- ・被害状況の確認
- ・担当課への報告
- ・記録（被害状況等）

園児の引き渡しの詳細はP33  
及び別添(3)①参照

# 竜巻発生時

竜巻発生

- ・天気予報や大阪防災情報メールなどによる情報収集に努めるとともに、風や雲の様子を観察する（空が急に暗くなる、大粒の雹が降るなど）
- ・急な黒雲の発生や強い風を感じたら、速やかに園児を屋内に誘導する

情報収集

↓

安全確保  
避難誘導

↓

安全確認

↓

保護者への  
引き渡し

↓

被害状況把握  
報告

園長

- 《総指揮》
- ・災害対策本部設置
  - ・竜巻(つむじ風などを含む)に気付いたら直ちに発生を知らせる
  - ・安全な場所へ避難指示
  - ・緊急時持ち出し袋の準備
  - ・職員と連携を取り、園児の様子を把握する

教職員

- 《的確な指示・適切な誘導》
- ・近くの教職員と協力して、園児を園舎中心部に近い保育室（1階）に誘導し、扉、窓、カーテンを閉め、窓から離れるよう指示
  - ・屋外にいる場合は、近くの頑丈な建物に避難する
  - ・園児の点呼を行い安否確認をする
  - ・負傷者の確認と応急手当、必要に応じて一次救命処置
  - ・園児の不安を緩和させる
  - ・配慮を要する園児、けがをした園児への対応
  - ・緊急時持ち出し袋の準備

園児

- 《安全な行動》
- ・教職員の指示に従い避難する
  - ・保育室の中央で低い姿勢になる

竜巻がおさまる

- ・病院など医療機関との連絡
- ・必要に応じて救急搬送
- ・情報の収集及び発信
- ・担当課への連絡
- ・その他外部との対応
- ・安全確認、危険箇所の立ち入り禁止措置

- ・園児の不安を緩和させる
- ・施設などの被害状況調査
- ・安全確認

- ・保護者への連絡、避難場所の通知

- ・必要な応急対策の決定及び指示
- ・全体の状況把握

- ・引き渡し・緊急連絡カードなどにより園児を保護者に直接引き渡す
- ・連絡がつかない園児の保護を適切に行い、必要に応じて備蓄品で対応する

- ・保護者とともに帰宅
- ・保護者と連絡がつかない場合は待機継続

園児の引き渡しの詳細はP33  
及び別添(3)①参照

- ・被害状況の確認
- ・担当課への報告
- ・記録（被害状況等）



# 落雷発生時

落雷発生

- ・予報や大阪防災情報メールなどによる情報収集に努めるとともに、雲の様子を観察する（入道雲や頭上に厚い雲が発生するなど）
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が近づく様子がある場合は、速やかに園児を屋内に誘導する

情報収集

安全確保  
避難誘導

安全確認

保護者への  
引き渡し

被害状況把握  
報告

園長

教職員

園児

《総指揮》  
・災害対策本部設置  
・落雷に気付いたら、直ちに発生を知らせる  
・安全な場所へ避難指示  
・緊急時持ち出し袋の準備  
・職員と連携を取り、園児の様子を把握する

《的確な指示・適切な誘導》  
・近くの教職員と協力して、園児を安全な場所に避難させる  
・木造園舎では壁から1m以上離れる  
・落雷発生中は屋外に出さない  
・園児の点呼を行い安否確認をする  
・負傷者の確認と応急手当、必要に応じて一次救命処置  
・園児の不安を緩和させる  
・配慮を要する園児、けがをした園児への対応  
・緊急時持ち出し袋の準備  
・電気コンセントを抜く

《安全な行動》  
・教職員の指示に従い避難する  
・保育室の中央で低い姿勢になる

落雷（ピカッ！ゴロッ！）がおさまる

・病院など医療機関との連絡  
必要に応じて救急搬送  
・情報の収集及び発信  
・担当課への連絡  
・その他外部との対応  
・安全確認、危険箇所の立ち入り禁止措置

・園児の不安を緩和させる  
・施設などの被害状況調査  
・安全確認

・保護者への連絡、避難場所の通知

・必要な応急対策の決定及び指示  
・全体の状況把握

・引き渡し・緊急連絡カードなどにより園児を保護者に直接引き渡す  
・連絡がつかない園児の保護を適切に行い、必要に応じて備蓄品で対応する

・保護者とともに帰宅  
・保護者と連絡がつかない場合は待機継続

・被害状況の確認  
・担当課への報告  
・記録（被害状況等）

園児の引き渡しの詳細はP33  
及び別添(3)①参照

# 大気汚染物質の注意喚起時

- 《微小粒子状物質 (PM2.5)》  
 ・大阪府HP「大気汚染常時 監視ページ」  
 《光化学スモッグ》  
 ・茨木市環境政策課連絡体制による連絡

大気汚染発生

情報収集

安全確保  
避難誘導

安全確認

報告

園長

教職員

園児

《状況の把握》  
 ・園外活動へ出ているクラスはなかったか  
 ・体調不良を訴えている園児や教職員はいないか

《的確な指示・適切な誘導》  
 ・戸外遊びや園外保育を中止、もしくは切り上げるなどの判断をする  
 ・出入口や窓はできるだけ閉める  
 ・園児不安を緩和させる  
 ・周囲の状況把握  
 ・避難開始（状況に応じては指示を待たずに避難）  
 ・近くの教職員と協力して園児を誘導する  
 ・配慮を要する園児、体調不良の園児への対応

《安全な行動》  
 ・教師の指示に従い避難する  
 ・手洗い、うがいを行う  
 ・教職員の指示があるまで戸外には出ない

《総指揮》  
 ・災害対策本部設置  
 ・教職員への周知  
 ・保護者、地域への周知  
 ・全クラスへの避難指示

・全体の状況把握  
 ・異常が見られる園児がいる場合、医療機関との連絡、必要に応じて救急搬送

・呼吸器系、循環器系の疾患のある園児の状況把握  
 ・異常が見られる園児がいる場合、保護者連絡

・保護者への連絡

・担当課への連絡  
 ・記録（被害状況等）

# 弾道ミサイルが領土・領海に落下時

緊急速報  
(サイレン等)

- ・防災行政無線によるサイレン音やメッセージを確認する
- ・緊急速報メールを確認する

情報収集

安全確保

避難誘導

安全確認  
被害状況把握

保護者への  
引き渡し

報告

園長

教職員

園児

《状況の把握》  
・戸外で活動している  
クラスはないか

《的確な指示》  
・戸外遊びを中止する判断  
・頭部保護の指示  
・窓際、倒壊の恐れがあるものなどから  
離れさせる  
・安全確保ができるまでは園舎外に出さない  
・園児の不安を緩和させる  
・火を消し、ガスの元栓を閉める  
・電気のコンセントを抜く  
・出口確保

《安全な行動》  
・教職員の指示に従い行動  
する  
・頭・机の下にもぐり机の  
脚を持つ、または中央に  
集まる  
・防災クッションをかぶる  
・窓、棚、ロッカー、ピアノ  
などから離れる  
・あわてて園舎の外へ飛び  
出さない

園舎が倒壊する恐れがあり、ミサイル落下の恐れがなくなった

《総指揮》  
・対策本部設置  
・全クラスへの避難指示  
・避難所へ移動する場合は  
避難先を掲示  
・園内放送の確認  
・ラジオ、拡声器などの確認  
・電話、パソコンなどの通信  
手段の確認  
・緊急時持ち出し袋の準備

《的確な指示・適切な誘導》  
・周囲の状況把握  
・避難経路の安全確認  
・避難場所の安全確認  
・園児への指示（頭部保護・靴を履くこと等）  
・避難開始（状況に応じては指示を待たずに  
避難）  
・近くの教職員と協力して、できれば園児の  
前後に位置して誘導  
・配慮を要する園児、けがをした園児への  
対応  
・緊急時持ち出し袋の準備

《安全な行動》  
・教職員の指示に従い避難  
する  
「お」おさない  
「は」はしらない  
「し」しゃべらない  
「も」もどらない  
・口と鼻をハンカチで覆い  
風上に避難  
・園舎、倉庫、遊具、フェ  
ンス、掲揚ポールに近づ  
かない

・情報の収集及び発信  
・教職員の安否確認  
・異常が見られる園児がいる  
場合、病院など医療機関と  
の連絡、必要に応じて救急  
搬送  
・担当課への連絡  
・安全確認、危険箇所の立ち  
入り禁止措置

・人員の安否確認（人員点呼）  
・不明者がいる場合は、発見に全力を尽くす  
・負傷者の確認と応急手当、必要に応じて  
一次救命処置  
・園児の不安を緩和させる  
・施設などの被害状況調査  
・安全確認

・保護者への連絡、避難場所の通知

・必要な応急対策の決定  
及び指示

・引き渡し・緊急連絡カードなどにより園児  
を保護者に直接引き渡す  
・連絡がつかない園児の保護を適切に行い、  
必要に応じて備蓄品で対応する

・保護者とともに帰宅  
・保護者と連絡がつかない  
場合は待機継続

園児引き渡しの詳細はP33及び別添(3)①参照

・担当課への連絡  
・その他外部との対応  
・記録（被害状況等）

\* 保育時間前後の場合の対応

登園時…自宅待機

登園中…原則、幼稚園に近ければ登園・自宅に近ければ帰宅

降園中…原則、幼稚園に近ければ登園・自宅に近ければ帰宅

(3) 不審者

# 不審者侵入時

園内で関係者  
以外の人物を  
発見・遭遇

《声掛け》 《情報収集》

- ・ 門外にいる不審者を見つけた場合は、声掛けをして用件を尋ね、正当な理由がある時は、案内や取り次ぎをする。正当な理由がない場合は、退去を求める
- ・ 園内にいる不審者を見つけた場合は、退去を求め、応じない場合は危害を加える恐れがあるか判断し、園長や他の教職員に連絡、連携をする（複数で対応、1. 5m以上離れる、背中を見せな

情報収集

安全確保  
避難誘導

安全確認  
被害状況把握

避難誘導

保護者への  
引き渡し

報告

園長

教職員

園児

- 《状況の把握》
- ・ 対策本部設置
  - ・ 園外または園庭で活動しているクラスはないか
- 《職員への周知》
- ・ 放送（園内の合言葉）や非常ベル(緊急時)
  - ・ 警察へ通報
- 《不審者対応》
- ・ 複数の職員で対応
  - ・ 現場での初期対応（さすまた、催涙ガス、ネットランチャー等）

- 《的確な指示と適切な誘導》
- ・ 室内に集め、施錠する
  - ・ 人数確認をする
  - ・ 園児の不安を緩和させる
  - ・ 配慮を要する園児への対応
  - ・ 不審者が室内に侵入しようとした時に抵抗できる物を準備しておく
- 《不審者対応》
- ・ 状況確認
  - ・ 初期対応に協力

- 《安全な行動》
- ・ 教職員の指示に従い行動する
  - ・ 声を出さない
  - ・ 不審者対応中は室内にとどまる

不審者を退去させた、または、制圧した

- 《被害状況の把握》
- ・ 負傷者の有無
  - ・ 園児の不安の程度の確認
  - ・ 園児および教職員の安否確認
  - ・ 負傷者が出た場合は、救急車要請

- 《被害状況の報告》
- ・ 人員の安否確認（人員点呼）
  - ・ 不明者がいる場合は発見に全力を尽くす
  - ・ 配慮を要する園児の状況、負傷をした園児や職員の有無と程度の報告
  - ・ 負傷者の確認と応急手当、必要に応じて一次救命処置

- 《安全な行動》
- ・ 教職員の指示に従い行動する

- 《総指揮》
- ・ 全クラスへの室内での待機または避難指示
  - ・ 避難所へ移動する場合は避難先を掲示
  - ・ 担当課への連絡

- 《的確な指示・適切な誘導》
- ・ 避難開始（状況に応じては指示を待たずに避難）
  - ・ 近くの教職員と協力して、できれば園児の前後に位置して誘導
  - ・ 園児の不安を緩和させる

- 《安全な行動》
- ・ 教職員の指示に従い避難する

・ 保護者への連絡、避難場所の通知

- ・ 必要な応急対策の決定及び指示
- ・ 全体状況把握

- ・ 引き渡し・緊急連絡カードなどにより、園児を保護者に直接引き渡す
- ・ 連絡がつかない園児の保護を適切に行い、必要に応じて備蓄品で対応する

- ・ 保護者とともに帰宅
- ・ 保護者と連絡がつかない場合は待機継続

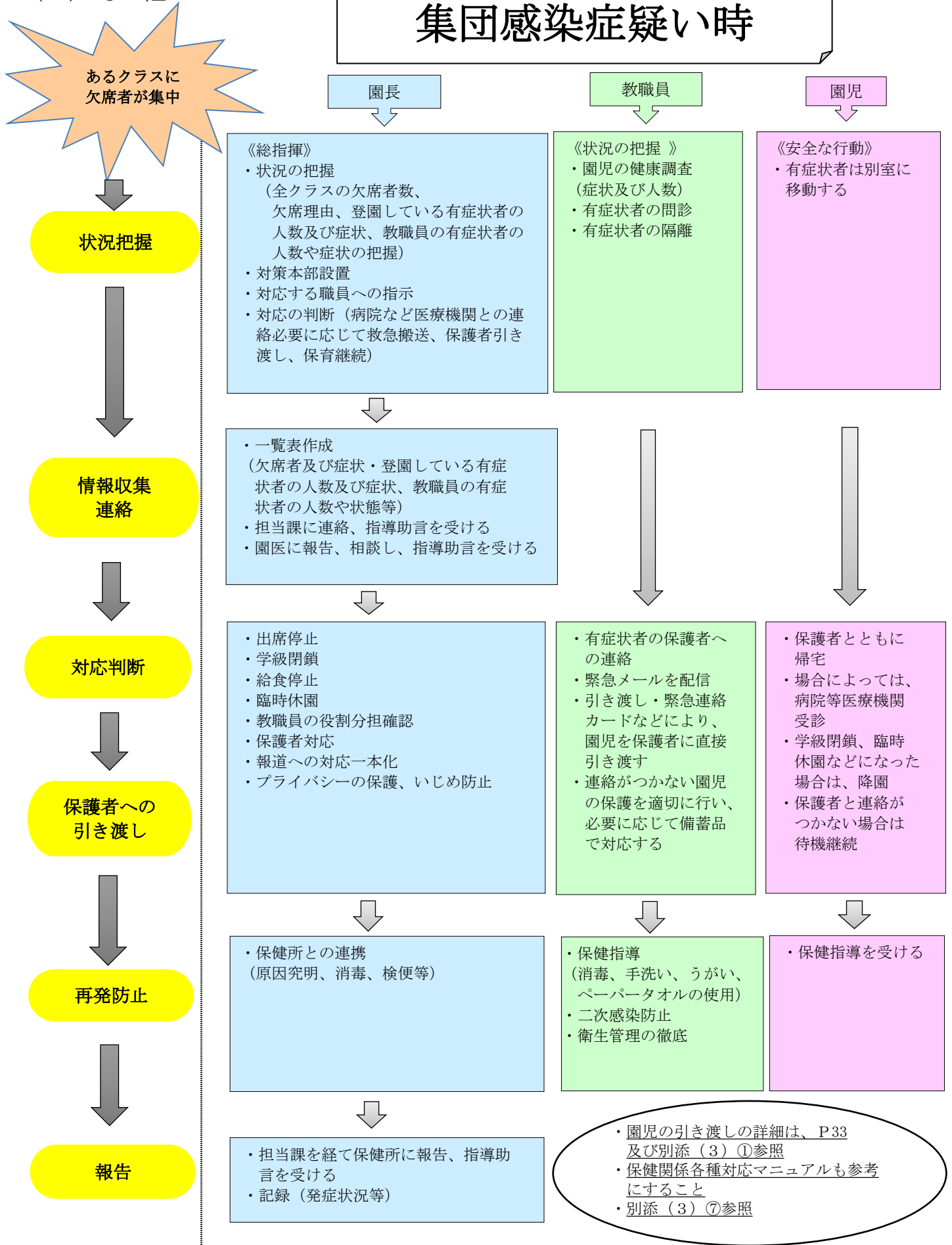
- ・ 担当課への報告
- ・ その他外部との対応
- ・ 警察到着後は警察の指示に従う
- ・ 記録（被害状況等）

園児引き渡しの詳細はP33  
及び別添(3)①参照

別添(2) 不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル参照

(4) その他

# 集団感染症疑い時



# 学級閉鎖の対応について

## ◆学級閉鎖の法的根拠

学校保健安全法第20条（臨時休業）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。臨時休業の決定を学校長が行っているのは、地方教育行政組織運営法第26条に規定されている委任事務による。

## ◆学級閉鎖の目的

法的には何%で閉鎖という基準はない。

登園している多数の園児に、幼稚園が感染場所となって病気を更に拡大させないために行うものである。当該学級在籍数のうちおおよそ20%以上の同一疾病・類似症状による欠席と、登園園児の健康状態を総合的に判断し、園医に相談の上、園長が決定する。

## ◆手続きの方法（1～5を迅速に行う。1時間以内が望ましい。）

- 1 感染状況の把握
  - ① クラス状況と在籍数
  - ② 当該疾病以外の欠席者数
  - ③ 当該疾病による欠席者の症状
  - ④ 罹患登園者数とそのうちの有熱者数、及び増加傾向  
特徴的的症状と傾向の把握（終息の方向か、拡大方向）
- 2 園長・当該学級担任で協議
- 3 園医に相談（上記1に基づいて簡潔に要領よく聞く）
- 4 報告書を作成し、担当課に連絡。学務課・保健所にFAXで連絡  
※別添（3）の書式を使用する
- 5 学級閉鎖のお知らせ作成  
閉鎖時間においては、預かり保育利用者にも対応すること  
欠席者にも連絡を忘れないこと

## ◆学級閉鎖の解除にあたって

欠席者数と登園園児の健康状況を把握すること

# けいれん発症時

けいれん発症

けいれん発作が起きる時は、熱・てんかん・電解質のバランスがくずれた時等

状況把握  
対応判断

園長

教職員

園児

《総指揮》

- ・状況の把握
- ・対応する職員への指示
- ・対応の判断
- ・保護者への連絡

《状況の把握》

- ・発症児の確認（氏名、生年月日）
- ・発症した園児への対応（発作の時間を測り、記録をとる）
- ・それ以外の園児への対応

《安全な行動》

- ・発症児以外は別室に移動する

【救急車要請の目安】

- ・初めてけいれんが起きた
- ・けいれんが10分以上続いた
- ・けいれんの様子が左右非対称
- ・1日に2回以上起こした
- ・6歳以上で起こした
- ・熱がないのに起こした
- ・けいれんが起きたら受診するよう保護者からの依頼を受けている
- ・判断に迷う

【受診しないケース】

- ・けいれんの既往はあるが、医療機関から受診しなくてもよいと言われている

救急搬送または  
医療機関受診

受診不要

応急手当  
搬送

- ・救急車の要請またはタクシーの手配
- ・受け入れ先の確認
- ・保護者への連絡（かかりつけ医の確認、症状の伝達、持参物指示）

- ・発症者への対応
- ・救急車またはタクシー同乗

- ・応急手当（保護者から対応を聞いている場合）
- ・保護者到着まで経過観察

【観察の際には】

- ・発作の様子を記録する
- ・衣服を緩める
- ・嘔気がある場合は横向けに寝かせる

【観察ポイント】

- ・頭（顔）は？ → 頭を動かす動作があるか、顔色はどうか
  - ・目は？ → 白目をむいたか ぼんやり前を向いていたか
  - ・頬は？ → ひきつれていたか ピクピク動いていたか
  - ・口は？ → モグモグ動かしていたか よだれが出ていたか 歯を食いしばっていたか
  - ・手足は？ → 震えていたか 突っ張っていたか 左右差の有無
  - ・体は？ → チアノーゼ 尿失禁 熱の有無
- 呼吸、意識状態を常に観察しておく

連絡

- ・第一報を入れる
- ・担当課の指導助言を受ける

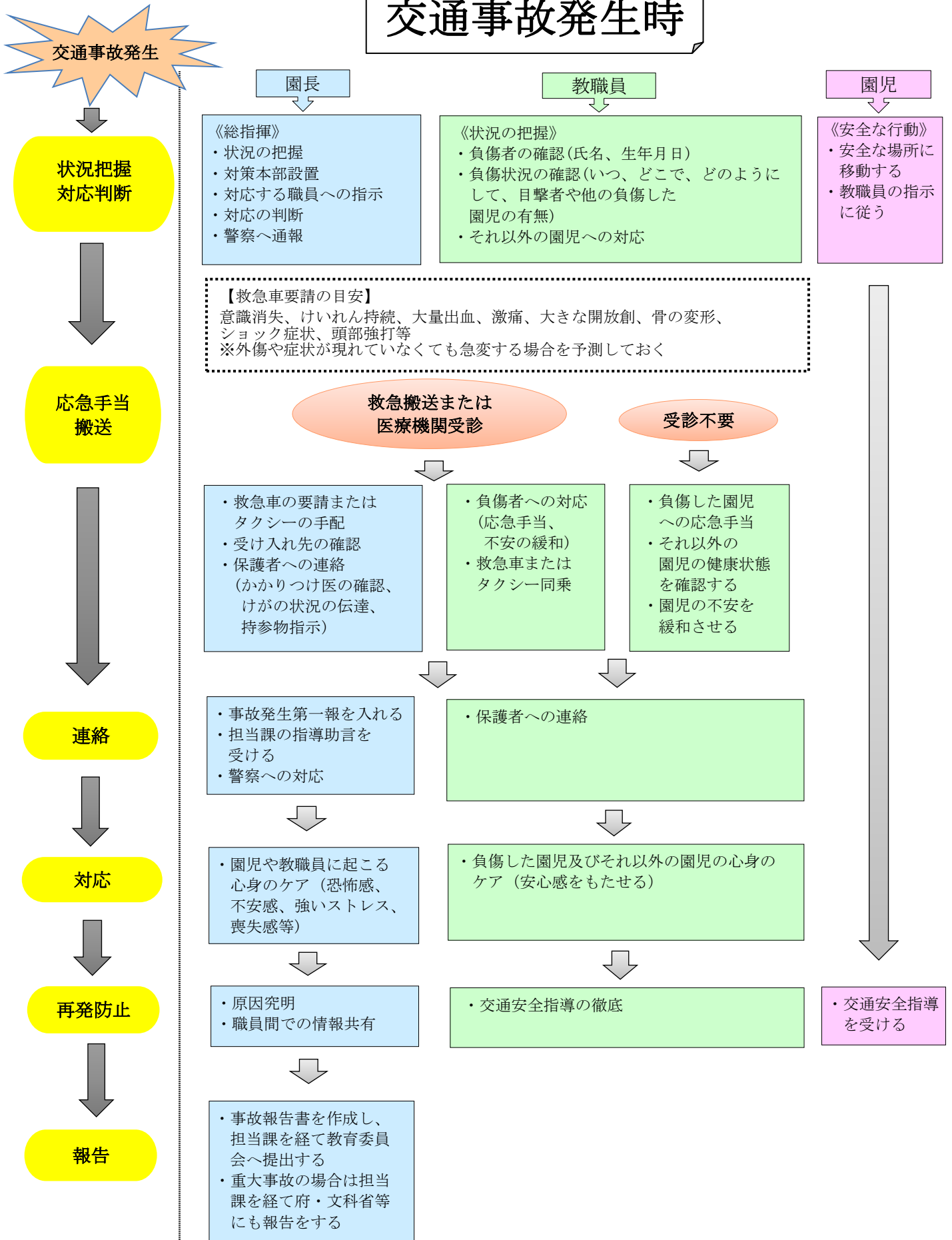
- ・降園時に保護者に連絡

報告

- ・職員間での情報共有
- ・記録（発症状況等）
- ・担当課への報告

保健関係各種対応マニュアルも  
参考にすること

# 交通事故発生時





# 交通安全指導について

## 1 園児を交通事故から守るために

園児は身近な人の行動を見て様々なことを学んでいる。園児が交通ルールを守るためには周りの大人が手本を見せることが大切である。日頃から正しい交通ルールを実践し、園児が安全な行動がとれるよう、園や家庭での交通安全の指導が必要である。

## 2 園児の行動特性

園児は気分や周りの状況により、十分な判断が出来ず、危険な行動をしがちである。

- ・ 1つのことに注意が向くと、周りのものが目に入らない
- ・ その時々気分によって行動が変わる
- ・ 物や車のかげなどの狭い場所で遊ぶのを好む

## 3 幼児の交通事故の特徴と原因

### 【特徴】

- ・ 幼児の交通事故の約2割が、自宅から100m以内のところで起き、500m以内まで含めると全体の約6割が自宅近くで発生している
- ・ 時間帯別では午後4時から午後6時の間が最も多く、次に午後2時から午後4時の間に事故が多く発生し、半数以上がこの4時間に集中している

### 【原因】

- ・ 歩行中の事故原因は「飛び出し」が全体の約4割
- ・ 自転車乗車中の事故原因は「安全不確認」が全体の約5割

## 4 幼稚園における交通安全指導

- ・ ビデオ、紙芝居などの視聴覚教材の活用
- ・ 交通安全教室による「あやとりい」や模擬道路、信号を使った歩行訓練の実施
- ・ 登降園時における指導
  - 右側通行の徹底
  - 横断歩道の渡り方・・・一旦停止や右左右の目視徹底
  - 自転車乗車ルールの保護者啓発・・・ヘルメットの着用など
- ・ 園外保育など実際の場で指導

## 5 保護者啓発

- ・ 園だより、ほけんだよりでの啓発
- ・ 「安全ニュース」などを活用する
- ・ 交通安全教室への参加

# 児童虐待が疑われた時



園長

教職員

園児

状況把握

《総指揮》  
 ・状況の把握  
 ・事実確認  
 ・対応する職員への指示  
 ・対応の判断

《疑われた園児への対応》  
 ・聞き取りや写真(図)などの記録  
 ・保護者への確認  
 ・職員間での事実確認と共有

《状況の把握》  
 ・聞き取りに応じる

【観察のポイント】  
 (園児)  
 ・情緒の不安定  
 ・接触を避ける  
 ・欠席や遅刻が多い  
 ・欠席連絡がない  
 ・外傷や痣  
 ・発達、発育の遅れ  
 ・身体、衣服の汚れ  
 ・帰りがらない  
 (保護者)  
 ・子どもへの関心が希薄  
 ・接触を避ける  
 ・子どもへの受容ができない  
 ・暴言や暴力の有無  
 ・持ち物が揃わない

早期対応連携

・担当課と相談  
 ・重症度の判定 (アセスメントシートの活用)

・安心感をもつ

緊急性あり

緊急性なし

・吹田子ども家庭センター  
 ・子育て支援総合センター  
 ・担当課  
 ・その他の関係機関

・担当課

報告対応

・園児への対応  
 ・保護者への援助  
 ・記録 (モニタリングシート等)  
 ・担当課への報告

・園児への対応  
 ・保護者への援助  
 ・記録 (出欠状況等)  
 ・見守りを継続する

・安心感をもつ  
 ・自尊心を高める

(参考)  
 ・「茨木市児童虐待対応マニュアル」  
 ・「子どもたちの輝く未来のために」～児童虐待防止の手引き～(大阪府教育委員会)  
 ・「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」



# 個人情報流出時

園長

教職員

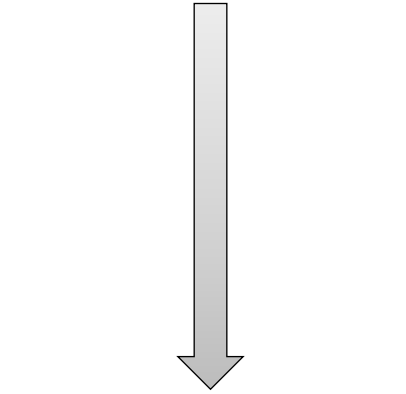
状況把握

- ・当事者から事案の聴き取り
- ・記録

- ・園長に事案の説明

報告

- ・担当課への連絡、相談
- ・発生状況の報告
- ・担当課の指示に従い、公表区分表を決定



事後対応

- ・保護者、関係者への説明と謝罪
- ・警察署へ届出

- ・紛失物がある場合は発見に努める

再発防止

- 《共通理解》
  - ・事案が起こった背景や原因の分析
  - ・実態に即した業務改善
- 《管理の徹底》
  - ・個人情報の取り扱い点検
  - ・具体的な対策についての確認
  - ・教職員の個人情報流出防止のための意識の見直しと改善
  - ・職員室内の整理整頓
  - ・文書、台帳の適切な管理
  - ・電子的記録媒体及びパソコンなどの管理

参考：茨木市 「茨木市個人情報保護条例 解釈運用基準」

## 8 備えるべき防災グッズ・災害用備蓄品について

### ☆ 防災グッズ

#### 保育室・教諭

- 緊急時持ち出し袋
  - ・引き渡し・緊急連絡カード（クラス分）
  - ・防災ハンドブック
  - ・救急セット
  - ・着替え一式
  - ・水
  - ・ウエットティッシュ
  - ・トイレットペーパー
  - ・タオル
  - ・ビニール袋
  - ・筆記用具
  - ・懐中電灯
  - ・軍手
- ヘルメット
- 携帯電話

#### 職員室・園長

- 緊急時持ち出し袋
  - ・引き渡し・緊急連絡カード（原本）
  - ・防災ハンドブック
  - ・救急セット
  - ・着替え一式
  - ・水
  - ・ウエットティッシュ
  - ・トイレットペーパー
  - ・タオル
  - ・ビニール袋
  - ・筆記用具
  - ・懐中電灯
  - ・軍手
  - ・携帯ラジオ
- ヘルメット
- 携帯電話
- 拡声器（メガホン）

### ☆ 災害用備蓄品

#### 認定こども園

- 調理器
  - ・電磁調理器
  - ・ガスコンロ
- 食料 等
  - ・長期保存パン
  - ・アレルギー用ごはん
  - ・長期保存水
  - ・みかん缶
- 防災関連用品
  - ・簡易トイレ
  - ・トイレ処理セット

#### 幼稚園

- 食料 等
  - ・長期保存水
- 防災関連用品
  - ・簡易トイレ
  - ・トイレ処理セット

#### 災害用備蓄品の使用の考え方

- ライフラインに支障が生じた場合
  - ・保育開始前後の場合、休園の措置をとる
  - ・保育中の場合も、保護者引き取りを基本とし、帰宅困難者に対して必要に応じて使用する
- 食料について
  - ・個々の園児のアレルギーの有無についての確認をして使用する
  - ・消費期限などの確認を定期的実施する
  - ・保管場所に留意する
- その他
  - ・担当課内栄養士が作成した対応書などを参考に使用すること

## 9 災害時等の緊急措置について

保存版

茨木市立 ○○ 幼稚園

### 災害時等の緊急措置について

下記の場合は、次のような対応をお願いします。なお、このプリントは各ご家庭で保存しておいてください。

#### ◎ 地震発生時の措置

1	大地震（震度5弱以上）が発生の場合	
	始業前	臨時休園
	保育中	保育中止 (状況に応じて幼稚園待機または帰宅措置の連絡をします。) 翌日 臨時休園
	降園後	翌日 臨時休園
2	震度4以下の地震が発生の場合	
	幼稚園施設の被害状況・通園路の安全状況により、臨時休園の措置をとるかどうかが判断しますので、 <u>臨時休園の連絡がない限り登園してください。</u>	

※ 大地震発生時の臨時休園の期間は、被害状況によりますので幼稚園より連絡します。

#### ◎ 警報発表時の措置

茨木市（大阪府・北大阪）に「暴風警報」、または「特別警報」が発表された場合、下記の措置をとります。  
なお、従来の「大雨」「大雨・洪水」の警報が発表された場合は通常どおり登園してください。  
※ただし、警戒レベル3～5（洪水）が茨木市内に発令された場合は休園となります。（次ページor裏面参照）

1	午前7時の時点で「警報発表」の場合	自宅待機
2	午前9時までに警報解除の場合	登園（平常保育）
3	午前9時に警報が解除されていない場合	臨時休園

※ 保育中に「暴風警報」「特別警報」が発表された場合は、原則としてその時点で保育を中止します。  
幼稚園の指示に従って速やかにお迎えに来てください。

## ◎ 警戒レベル避難情報発令に伴う緊急措置

本市において、洪水、内水氾濫、土砂災害及び高潮について市町村が避難情報を発令する際には、下記のとおり5段階の警戒レベルでお知らせします。

災害の発生を把握した場合、可能な範囲で災害発生情報を住民に伝達すること等により、住民等が的確な避難行動がとれるよう内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、令和3年5月20日(木)より運営を開始することとなりました。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

警戒レベル	避難情報等	住民等がとるべき行動	備考
警戒レベル 5	<b>緊急安全確保</b> ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令。	既に火災が発生・切迫している状況。 命が危険な状況のため直ちに身の安全を確保する。	市町村が発令
<b>&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;</b>			
警戒レベル 4	<b>避難指示</b>	避難準備をしておく。 災害が発生する危険が高まっている状況。 速やかに避難先に避難する。	
警戒レベル 3	<b>高齢者等避難</b>	避難に時間を要する人（高齢の方や障害のある方、乳幼児等）とその支援者は危険な場所から避難をする。その他の人は避難の準備をする。	気象庁が発表
警戒レベル 2	気象注意報 等	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。	
警戒レベル 1	早期注意情報（警報級の可能性）	災害への心構えを高める。	

- ※ 休園の基準としていた、「暴風警報」「特別警報」に加え、
- ・ 上記警戒レベル3～5(洪水) が茨木市内に発令された場合は休園となります。
  - ・ 保育中に警戒レベル3～5が発令された場合は原則としてその時点で保育を中止します。
  - ・ 自宅待機等の対応につきましては、警報発表時の措置と同様となります。

- ★ 表記以外の場合も気象情報や幼稚園の施設等の状況により、休園及び急なお迎え等をお願いする場合があります。（そのような場合は、緊急メール配信等で園から連絡をいたします）
- ★ やむを得ない事情で連絡が混乱し、ご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

### 災害時等の緊急措置について

下記の場合は、次のような対応をお願いします。なお、このプリントは各ご家庭で保存しておいてください。

#### ◎ 地震発生時の措置

1	大地震（震度 5 弱以上）が発生の場合	
	始業前	臨時休園
	保育中	保育中止（状況に応じて幼稚園待機または帰宅措置の連絡をします。）
		翌日 臨時休園
降園後	翌日 臨時休園	
2	震度 4 以下の地震が発生の場合	
	幼稚園施設の被害状況・通園路の安全状況により、臨時休園の措置をとるかどうか判断しますので、 <u>臨時休園の連絡がない限り登園してください。</u>	

※ 大地震発生時の臨時休園の期間は、被害状況によりますので幼稚園より連絡します。

#### ◎ 警報発表時の措置（1号認定と2号認定の子どもはそれぞれ別対応になります）

茨木市（大阪府・北大阪）に「暴風警報」、または「特別警報」が発表された場合、下記の措置をとります。

なお、従来の「大雨」「大雨・洪水」の警報が発表された場合は通常どおり登園してください。

※ただし、警戒レベル3～5（洪水）が茨木市内に発令された場合は休園となります。（次ページor裏面参照）

		1号認定の子ども		2号認定の子ども
		通常保育	預かり保育	
1	午前6時30分の時点で「警報発表」の場合	自宅待機 給食中止		自宅待機 ※正午までに警報が解除になった場合は登園（給食提供有り）
2	午前7時の時点で「警報発表」の場合	早朝預かり保育中止		
3	午前9時までに警報解除の場合	登園 ※通常保育は弁当持参 預かり保育開設 ※弁当、おやつ持参		
4	午前9時に警報が解除されていない場合	臨時休園		
5	正午に警報が解除されていない場合			

- 2号認定の方は、正午までに解除された場合でも、欠席される時や12時30分を過ぎる時は必ず連絡をお願いします。登園が正午を過ぎる場合は、ご家庭で食事を済ませてきてください。
- 6時30分の時点で警報が出ている場合は、朝の預かり保育は開設しません。
- 教育時間、保育時間内に「暴風警報」「特別警報」が発表された場合は、原則としてその時点で保育を中止します。園の指示に従って速やかにお迎えに来てください。

## ◎ 警戒レベル避難情報発令に伴う緊急措置

本市において、洪水、内水氾濫、土砂災害及び高潮について市町村が避難情報を発令する際には下記のとおり5段階の警戒レベルでお知らせします。

災害の発生を把握した場合、可能な範囲で災害発生情報を住民に伝達すること等により、住民等が的確な避難行動がとれるよう内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、令和3年5月20日（木）より運営を開始することとなりました。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

警戒レベル	避難情報等	住民等がとるべき行動	備考
警戒レベル 5	<b>緊急安全確保</b> ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令。	既に災害が発生・切迫している状況。 命が危険な状況のため直ちに身の安全を確保する。	市町村が 発令
〈警戒レベル4までに必ず避難！〉			
警戒レベル 4	<b>避難指示</b>	避難準備をしておく。 災害が発生する危険が高まっている状況。 速やかに避難先に避難する。	
警戒レベル 3	<b>高齢者等避難</b>	避難に時間を要する人(高齢の方や障害のある方、方、乳幼児等)とその支援者は危険な場所から避難をする。その他の人は避難の準備を整える。	気象庁が 発表
警戒レベル 2	気象注意報 等	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。	
警戒レベル 1	早期注意情報（警報級の可能性）	災害への心構えを高める。	

- ※ 休園の基準としていた、「暴風警報」「特別警報」に加え、
- ・ 上記警戒レベル3～5(洪水)が茨木市内に発令された場合は休園となります。
  - ・ 保育中に警戒レベル3～5が発令された場合は原則としてその時点で保育を中止します。
  - ・ 自宅待機等の対応につきましては、警報発表時の措置と同様となります。

- ★ 表記以外の場合も気象情報や幼稚園の施設等の状況により、休園及び急なお迎え等をお願いする場合があります。(そのような場合は、緊急メール配信等で園から連絡をいたします)
- ★ やむを得ない事情で連絡が混乱し、ご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。



## 災害時等の緊急措置について

下記の場合は、次のような対応をお願いします。なお、このプリントは各ご家庭で保存しておいてください。

### ◎ 地震発生時の措置

1	大地震（震度5弱以上）が発生の場合	
	始業前	臨時休園
	保育中	保育中止（状況に応じて幼稚園待機または帰宅措置の連絡をします。）
		翌日 臨時休園
降園後	翌日 臨時休園	
2	震度4以下の地震が発生の場合	
	園施設の被害状況・通園路の安全状況により、臨時休園の措置をとるかどうかが判断しますので、 <u>臨時休園の連絡がない限り登園してください。</u>	

※ 大地震発生時の臨時休園の期間は、被害状況によりますので幼稚園より連絡します。

### ◎ 警報発表時の措置（1号認定と2号認定の子どもはそれぞれ別対応になります）

茨木市（大阪府・北大阪）に「暴風警報」、または「特別警報」が発表された場合、下記の措置をとります。

なお、従来の「大雨」「大雨・洪水」の警報が発表された場合は通常どおり登園してください。

※ただし、警戒レベル3～5（洪水）が茨木市内に発令された場合は休園となります。（次ページor裏面参照）

		1号認定の子ども（預かり保育利用）	2号認定の子ども
1	午前6時30分の時点で「警報発表」の場合	午前の預かり保育中止	自宅待機 ※正午までに警報が解除になった場合は登園（給食提供有り）
2	午前7時の時点で「警報発表」の場合		
3	午前9時までに警報解除の場合	午後の預かり保育のみ開設 ※昼食を済ませて、13時より登園 ※定期利用者もおやつのみ持参	
4	午前9時に警報が解除されていない場合	預かり保育終日中止	臨時休園
5	正午に警報が解除されていない場合		

○ 2号認定の方は、正午までに解除された場合でも、欠席される時や12時30分を過ぎる時は必ず連絡をお願いします。登園が正午を過ぎる場合はご家庭で食事を済ませてきてください。

○ 6時30分の時点で警報が出ている場合は、午前中の預かり保育は開設しません。

○ 保育、預かり保育時間内に「暴風警報」「特別警報」が発表された場合は、原則としてその時点で保育を中止します。園の指示に従って速やかにお迎えに来てください。

## ◎ 警戒レベル避難情報発令に伴う緊急措置

本市において、洪水、内水氾濫、土砂災害及び高潮について市町村が避難情報を発令する際には下記のとおり5段階の警戒レベルでお知らせします。

災害の発生を把握した場合、可能な範囲で災害発生情報を住民に伝達すること等により、住民等の的確な避難行動がとれるよう内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、令和3年5月20日（木）より運営を開始することとなりました。ご理解、ご協力をよろしく願います。

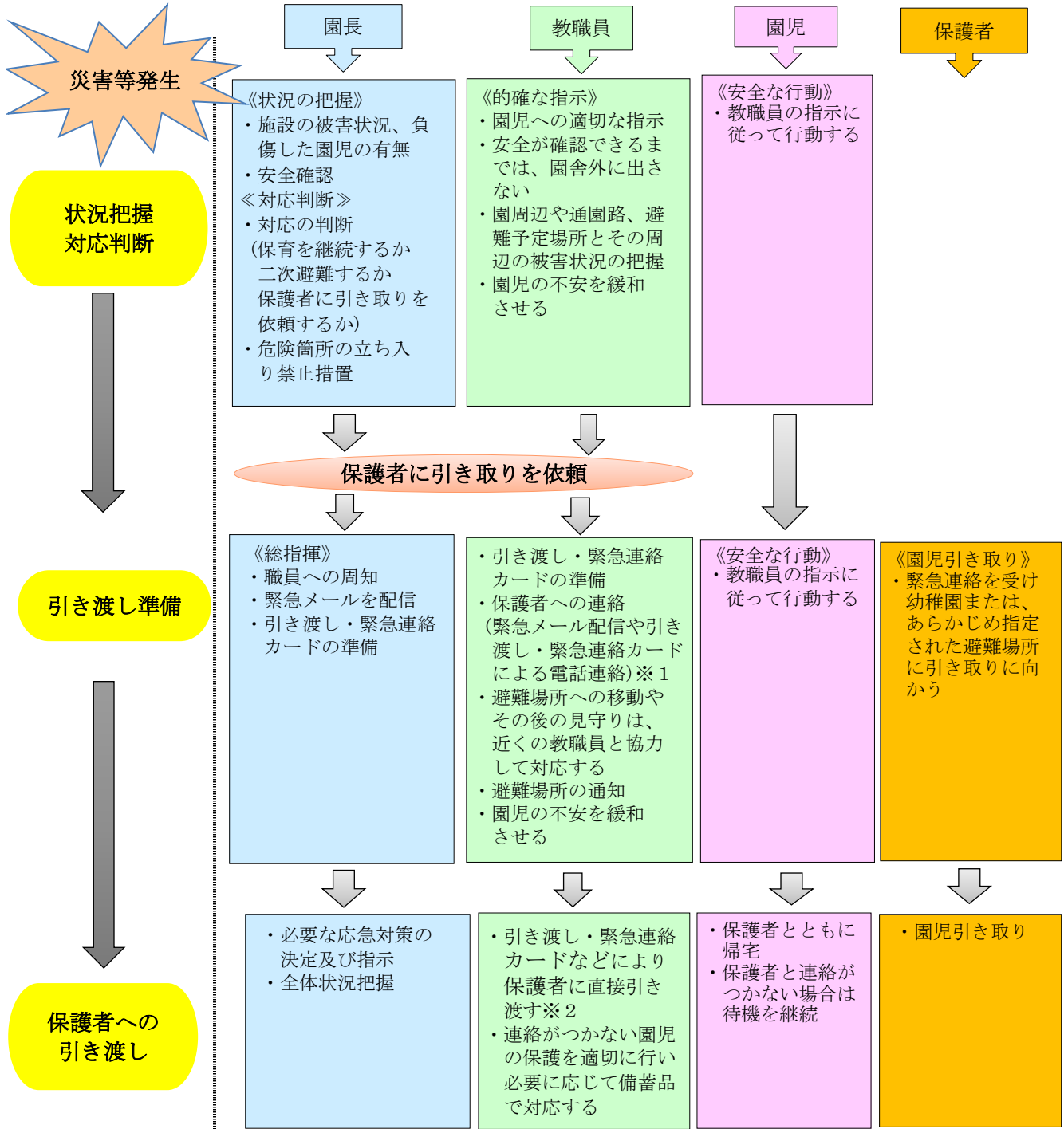
警戒レベル	避難情報等	住民等がとるべき行動	備考
警戒レベル 5	<b>緊急安全確保</b> ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令。	既に災害が発生・切迫している状況。 命が危険な状況のため直ちに身の安全を確保する。	
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞			
警戒レベル 4	<b>避難指示</b>	避難準備をしておく。 災害が発生する危険が高まっている状況。 速やかに避難先に避難する。	市町村が発令
警戒レベル 3	<b>高齢者等避難</b>	避難に時間を要する人(高齢の方や障害のある方、乳幼児等)とその支援者は危険な場所から避難をする。その他の人は避難の準備を整える。	
警戒レベル 2	気象注意報 等	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。	気象庁が発表
警戒レベル 1	早期注意情報（警報級の可能性）	災害への心構えを高める。	

- ※ 休園の基準としていた、「暴風警報」「特別警報」に加え、
- ・ 上記警戒レベル3～5(洪水)が茨木市内に発令された場合は休園となります。
  - ・ 保育中に警戒レベル3～5が発令された場合は原則としてその時点で保育を中止します。
  - ・ 自宅待機等の対応につきましては、警報発表時の措置と同様となります。

- ★ 表記以外の場合も気象情報や幼稚園の施設等の状況により、休園及び急なお迎え等をお願いする場合があります。(そのような場合は、緊急メール配信等で園から連絡をいたします)
- ★ やむを得ない事情で連絡が混乱し、ご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

# 10 園児の引き渡しについて

緊急時に園児を保護者へスムーズにまた確実に引き渡せるように、引き渡し・緊急連絡カードを新入园児は、年度開始時に速やかに作成しておく。また、進級児は訂正がないか保護者に確認してもらい、カードは、緊急時すぐに活用できるように整理しておく。保護者には、訓練などを通して引き渡しの手順を確実に周知し、緊急時における速やかな連絡と引き渡しの方法を伝えておく。保護者が昼間家庭にいない場合も念頭に置き、対応を考えておくこと。また、保護者との面識がないということのないよう、日頃からコミュニケーションを図っておくことも大切である。



※1 保護者が「茨木市緊急メール」システムへの登録をしない場合は、保護者の連絡先を職員が持ち出し、管理のもと使用する。その場合、趣旨を保護者に伝え、承諾を得ておく

※2 引き渡しの時には、引き渡した教職員と引き取った保護者が共に、引き渡し・緊急連絡カードに確認の署名を行う

別添 (3) ①参照

|

|

|

# 地震発生状況別 対応マニュアル

## 地震に備えて事前にしておくこと

- 避難時の経路をよく見える所に掲示しておく（保育室を移動した際も確認）
- 全教職員間の打ち合わせを行いマニュアルの周知をしておく
- 緊急時持ち出し袋は、戸外からでもすぐに取り出せる位置に置いておく
- 園児の出欠状況把握は、登園後速やかに行う
- 常に「笛」を携帯する
- 避難訓練は、学期に一回以上行い、緊急時に速やかに行動できるようにしておく  
(預かり保育も含む)
- 裸足になって活動する場合、すぐに靴を履けるように管理する
- どのような時でも、園児の全体把握ができるように教職員間で常に連携をとる
- 集会など長時間保育室を離れる時は、できるだけ防災クッションを持参させる
- 園外保育などの下見では、事前に避難時の経路などを確認し、安全確保ができるようにしておく

## 【戸外活動時】

安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震を感じた時点で、教職員は落ち着いて、周りの状況を見極める。園児に遊具や用具から離れるよう指示を出し、近くの教職員のそばに集める ※笛使用</li> <li>例：「〇〇から離れて～に行きます」と指示を出す。また高い遊具の上にいる園児には、「△△からは降りずに小さくなって座ります」などと降りるか留まるかの指示を出す</li> <li>慌てて逃げ出そうとしたり、転倒したりしていないかなど、安全面の配慮を十分に行う</li> <li>他の教職員、園児に知らせるとともに自分のいる位置から園児全体に声掛けを行う</li> <li>園児が落ち着くような言葉を掛けながら、室内外問わず、他の教職員と連絡を取り合う</li> <li>マイクなどが使用できない時は、他の教職員と落ち着いて的確に指示のやりとりを行う</li> <li>建物、塀や樹木の揺れが恐怖心をあおるので、教職員自身が落ち着き、他の教職員と連絡を取り合いながら次の行動や避難場所を想定する</li> <li>揺れがおさまったことを確認した後、状況に応じて教職員は園児の防災クッションを集める</li> </ul>
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>揺れがおさまったら、園児数やけがの状況を確認し、負傷者の応急処置を行う</li> <li>裸足で活動していた場合は、靴を履かせ、防災クッションがあればかぶらせる</li> <li>要配慮児は、特に注意をはらいながら避難させる（車椅子などを使用している園児は安全な場所に待機させた後、順次避難させる）</li> <li>緊急時持ち出し袋を持ち、できるだけ前後から園児を守りながら誘導する</li> <li>転倒や落下の恐れのあるものから園児を遠ざけ、最も安全な経路を選んで避難させる</li> </ul>
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>園庭の安全な場所に座らせる（再度人数点呼）</li> <li>誘導後は園児数を確認し、けがの状況などを把握する</li> <li>負傷者が重症の場合は救急車またはタクシーで病院へ搬送する</li> <li>必要に応じて保護者へ連絡し、迎えを依頼する。保護者が来たら引き渡し・緊急連絡カードで一人一人確認して引き渡す</li> </ul>

## 【室内活動時】

安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震を感じた時点で、教職員は落ち着いて、周りの状況を見極める</li> <li>他の教職員、園児に知らせるとともに園児全体に声掛けを行う ※笛使用</li> <li>園児が落ち着くような言葉を掛けながら、教職員のそばに集める 例：「今揺れているけど大丈夫」「外に出ません」など、的確に端的な言葉で指示を出す</li> <li>机やロッカーなどにもぐらせる。机の場合は机の脚をしっかりと持ち、揺れがおさまるまで頭を守りじっとさせる 例：「机の下にもぐります」「頭に手をあてて丸くなるよ」などと指示を出す</li> <li>机がない場合は、転倒や落下の恐れのある場所、窓ガラスの側やピアノの側、蛍光灯の下などを避け、室内の中央に園児を集め、揺れがおさまるまで頭を守り、姿勢を低くして揺れがおさまるのを待つ</li> <li>絵画制作などの活動中であれば、はさみや画板などに注意させ、揺れがおさまるのを待つ</li> <li>他の教職員と連携を取り、園児の把握（人数確認など）をする</li> <li>廊下、トイレにいる園児は状況に応じて保育室に素早く戻るよう指示する (移動すると危険な場合は、その場で落下物などに注意し揺れがおさまるまでじっとさせる)</li> <li>火を消す、ガスの元栓を閉める、電気器具のコンセントを抜く</li> <li>出入り口の確保を行い、他の教職員と連絡を取り合い、次の行動や避難場所の設定を考える</li> </ul>
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>揺れがおさまったら、園児数やけがの状況を確認し、負傷者の応急処置を行う</li> <li>靴を履かせ、防災クッションをかぶらせる。なければ通園カバンなどで頭部を保護しながら避難させる。状況によっては、安全な場所に避難後、教職員が防災クッションを持ち出す</li> <li>要配慮児を確認し避難させる(車椅子などを使用している園児は安全な場所に待機させた後順次避難させる)</li> <li>緊急時持ち出し袋を持ち、できるだけ前後から園児を守りながら誘導する</li> <li>転倒や落下の恐れのあるものから園児を遠ざけ最も安全な経路を選んで避難させる</li> </ul>
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>園庭の安全な場所に座らせる(再度人数点呼)</li> <li>誘導後は、園児数を確認し、けがの状況などを把握する</li> <li>負傷者が重症の場合は救急車またはタクシーで病院へ搬送する</li> <li>必要に応じて保護者へ連絡し、迎えを依頼する。保護者が来たら引き渡し・緊急連絡カードで一人一人確認して引き渡す</li> </ul>
	<p>〈職員室にいる教職員の行動〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>即座に役割分担して行動する(災害対策本部を設置する)</li> <li>素早く園児のもとに駆けつけ、安全確保及び避難誘導を行う</li> <li>緊急放送を行う</li> <li>火元の始末をし、避難経路を確保する</li> <li>園内外の状況を確認する</li> <li>必要に応じて二次避難の準備や検討を行う</li> <li>保育幼稚園総務課に連絡する ☎655-2753</li> </ul> <p>(園児、園舎、保護者への対応、園周辺の状況、教職員の状況 等)</p>

- ※ 遊戯室などで集会を行っている場合は、たくさんの園児がいるため、教職員の指示が伝わりにくかったり、戸外へ逃げ出そうと出入り口に一齐に走り出すなどの状況が想定される。その場にいる教職員で指示をしっかりと伝える、不安な園児のケアを行う、避難誘導をするなどの役割分担を行い対応する
- ※ 預かり保育の場合は、職員室にいる教職員と連絡を取り対応する。また、預かり保育利用者一覧表を用いて園児数を確認し、けがの状況なども記録する
- ※ 集会や預かり保育など保育室から場所を移動する時は、防災クッションを携帯させ緊急時に備える

## 【プール遊び】

安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震を感じた時点で、教職員は落ち着いて、周りの状況を見極める ※笛使用</li> <li>水中での一人一人の園児の様子を確かめ活動を静止する 例：「今揺れているけど大丈夫」「プールのふちにつかまります」「外に出ません」など的確に端的な言葉で指示を出す</li> <li>地震の程度（塀、日よけなどが倒壊するおそれがある時）により、塀、日よけなどのない場所やプールのふちにつかまりながら移動させる</li> <li>建物、塀や樹木の揺れが恐怖心をあおるので、教職員自身が落ち着き、他の教職員と連絡を取合いながら次の行動や避難場所を想定する</li> <li>慌てて逃げようとしたり、転倒したりしていないかなど、安全面の配慮を十分に行う</li> </ul>
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>揺れがおさまったら、園児数やけがの状況を確認し、負傷者の応急処置を行う</li> <li>靴を履かせ、防災クッションをかぶらせる</li> <li>要配慮児は特に注意を払いながら避難させる</li> <li>緊急時持ち出し袋を持ち、できるだけ前後から園児を守りながら誘導する。また、同時にプールに園児が残っていないことを確認する</li> <li>転倒や落下の恐れのあるものから遠ざけ最も安全な経路を選んで避難させる</li> </ul>
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>園庭の安全な場所に座らせる（再度人数点呼）</li> <li>二次避難に備え、タオルや着替えを確保する（できれば担任以外の教職員がする）</li> <li>誘導後は、園児数を確認し、けがの状況などを把握する</li> <li>負傷者が重症の場合は救急車またはタクシーで病院へ搬送する</li> <li>必要に応じて保護者へ連絡し迎えを依頼する。保護者が来たら引き渡し・緊急連絡カードで一人一人確認して引き渡す</li> </ul>



## 【園外保育】

調査前	<ul style="list-style-type: none"> <li>下見で目的地や経路の状況を把握し、安全な避難場所を場面ごとに確認しておく</li> </ul>	
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震を感じた時点で、教職員は落ち着き、周りの状況を見極める（ブロック塀、屋根瓦、ガラス、看板その他落下及び転倒物に注意をする。特に切れた電線は、直接または水溜りやガードレールを通して感電することがあるので、十分に注意する）</li> <li>園児にしゃがんで身を守る姿勢をとるように伝える 例：「しゃがみます」「頭を守ります」などと声を掛け、通園カバンなどで頭を保護させる</li> <li>非常事態の中でも混乱しないように、声を掛け安心させる 例：「今揺れているけど大丈夫」「先生はここにいます」</li> <li>揺れがおさまったら、安全を確認しながら園児を集めて、人数及び園児の状況を確認し、教職員同士連絡を取り合う</li> <li>要配慮児を確認し確実に安全を確保する（車椅子などを使用している園児は安全な場所に待機させる）</li> <li>緊急性があれば、負傷者の応急処置を行う</li> </ul>	
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の管理者または携帯電話などにより、震源地、震度などの情報を収集する</li> <li>施設内では施設の管理者、交通機関利用中なら乗務員の指示に従う</li> <li>携帯電話で幼稚園または保育幼稚園総務課に連絡を入れ、情報を収集すると共に指示を仰ぐ。連絡がつかない場合は、現場責任者の判断で行動する</li> <li>園児を安心させるように言葉を掛け、不安な園児には寄り添って行動する。また、園児の健康状態に気を配りながら移動する</li> <li>津波の恐れがある場合は、速やかに建物の屋上や上層階、高台など、高い所に避難する</li> <li>転倒や落下した物またはその恐れのある物や地割れした道路、飛散したガラス、垂れ下がった電線などから遠ざけ、最も安全な経路を選んで避難させる</li> <li>緊急メール配信システムを利用し保護者に必要な連絡をする（幼稚園または携帯電話から） 例：「園児は全員無事です」「安全を確認しながら園に戻ります」 「〇時頃、幼稚園にお迎えに来てください」 「安全確認が取れないため、このまま〇〇に待機します」</li> <li>全員無事で自力で園に戻れるようなら、安全を確認しながら幼稚園に戻る。但し負傷者がいる場合は、病院に付き添う教職員、園児を引率する教職員など役割分担の検討をする</li> </ul>	
安否確認	帰園できた場合	帰園できない場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰園後、園庭の安全な場所に座らせる（再度人数点呼）</li> <li>必要に応じて保護者連絡を行い、迎えの依頼や情報提供をする</li> <li>保護者が来たら引き渡し・緊急連絡カードで一人一人確認して引き渡す</li> <li>保護者が迎えに来ない場合は、園児が不安にならないように配慮しながら待機を続ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰園が危険と判断した場合や、交通機関が緊急停止している時は、保育幼稚園総務課に連絡し、指示を仰ぐ</li> <li>待機が長引くようであれば、近くの避難場所または公共施設に一時避難する</li> <li>負傷者が重症の場合は救急車またはタクシーで病院へ搬送する</li> </ul>

## 【保育・預かり保育時（午睡）】

安全確保	<p>〔午睡時〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震を感じた時点で、指導員は落ち着いて周りの状況を見極め、寝ている園児を起こす。簡易ベッドから降り、上掛け布団で頭部を保護させ、揺れがおさまるまで姿勢を低くしてじっとさせる</li> <li>なかなか目を覚まさない園児や意識がはっきりしない園児、不安で泣いてしまう園児もいると想定されるので、職員室にいる教職員とも連絡を取りできるだけ多くの教職員で対応する</li> <li>簡易ベッドの一部を移動させ、避難通路を確保する</li> <li>園児が落ち着くような言葉を掛けながら、他の指導員、教職員と連絡を取り合う 例：「布団をかぶります」「ベッドから降りてじっとします」「今揺れているけど大丈夫」などの確に端的な言葉で指示を出し、園児を落ち着かせる</li> <li>靴を履くよう指示を出す</li> <li>火を消す、ガスの元栓を閉める、電気器具のコンセントを抜く</li> <li>出入り口の確保と全体把握を行う</li> <li>非常事態の中でも混乱しないように落ち着くことを自分に言い聞かせ、他の指導員、教職員と連絡を取り合いながら次の行動や避難場所を想定する</li> </ul>
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>上掛け布団で頭を保護しながら避難させる</li> <li>要配慮児は特に注意をはらいながら避難させる</li> <li>寝ている園児は、指導員が上掛け布団で上半身を保護し、抱きかかえて避難する（可能であれば上靴を持ち出す）</li> <li>園児数やけがの状況を確認し、負傷者の応急処置を行う</li> <li>緊急時持ち出し袋を持ち、できるだけ前後から園児を守りながら誘導する</li> <li>転倒や落下の恐れのあるものから園児を遠ざけ、最も安全な経路を選んで避難させる</li> </ul>
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>園庭の安全な場所に座らせる</li> <li>誘導後は利用者一覧表と照らし合わせて、園児数を確認し、けがの状況などを把握する</li> <li>重症の場合は消防署（119番）に連絡し、保護者の到着まで付き添う</li> <li>必要に応じて保護者へ連絡し迎えを依頼する。保護者が来たら引き渡し・緊急連絡カードで一人一人確認して引き渡す</li> </ul>



# 不審者侵入防止・侵入時の 危機管理マニュアル

令和 年 月作成

## 【茨木市立○○幼稚園について】

- 正門には、「モニター付インターホン」があり、インターホンを鳴らした人物を確認し訪問を許可する。
- 警備員は配置されていない。
- 令和○年度 教職員数、園児数（5月1日現在）は次のとおりである。  
園長1名、教諭・介助員○名、看護師1名、園務員1名、預かり保育指導員○名  
園児数○名（3歳児○クラス○名、4歳児○クラス○名、5歳児○クラス○名）  
※登園時間＝9時00分～9時10分  
※降園時間＝午前保育日11時30分 通常保育日14時00分  
※預かり保育終了時間＝17時00分（通常園）  
※保育開始 時 ・保育終了 時 （認定こども園）
- 教職員は、万一の際の情報伝達のため、笛（ホイッスル）を常時携帯する。
- 定期的に、園内巡視と安全点検を実施している。
- 教職員は、氏名カードを着用する。
- 幼稚園の電話番号：072-6○○-○○○○
- 関係機関等
  - ・所轄警察署＝「茨木警察署」 （電話：072-622-1234）
  - ・所轄消防署＝「茨木消防署○○分署」 （電話：072-6○○-○○○○）
  - ・寄り医療機関＝「○○医院」 （電話：072-6○○-○○○○）
  - ・近隣の学校（園区内）
    - 「茨木市立○○小学校」 （電話：072-6○○-○○○○）
    - 「茨木市立○○中学校」 （電話：072-6○○-○○○○）
  - ・こども育成部 保育幼稚園総務課 （電話：072-655-2753）

### ★ 不審者侵入防止のための3段階の観点

段 階	具体的な方策（例）
①正門	門の施錠管理、防犯カメラ等
②正門から園舎入口	インターホンでの対応、来訪者の職員室への案内・誘導、通行場所の確認、死角の排除等
③園舎等への入口	入口や受付の指示、職員室での来訪者の確認名札の着用等

※各園の施設状況により実情を踏まえて防犯対策を行い実施する。

# 本園の警備体制について

## 1 通常時の警備体制（門の管理）について

### (1) 登園時

- ①原則として朝の開門は9時00分（通用門）
- ②登園時は通用門を開放
  - ・9時00分～9時10分の間に登園すること
  - ・門が閉まっている場合は、正門から入る
- ③通用門指導（9時00分～9時10分）
  - ・通用門で園児の登園を見守る。必ず、教職員から挨拶・声掛けをすること
  - ・9時15分には施錠

### (2) 教育時間中

- ①門は施錠している。園内からは正門から出ることは可能
- ②来園者や保護者がインターホンを鳴らすと、職員室のチャイムが鳴る  
その場合は、来園者等を確認の上、用件を聞き、許可すること  
※来園者用に、正門に、案内掲示あり

### (3) 降園時

- ①園児は保護者を確認後、通用門から降園させる（中から解錠可能）
- ②来園者については、保育時と同様

## 2 預かり保育・保育時の警備体制（門の管理）について

- (1) 預かり保育（日々利用）の園児が登降園するとき教職員が利用時間に応じて通用門を開閉する
- (2) 預かり保育定期利用・2号認定の園児が登降園する際は、保護者がナンバーキーで門の開閉を行う  
ナンバーの取り扱いは十分注意するよう周知する

# 来園者等の受付について

## 1 遅刻した園児の場合・早退する園児の場合

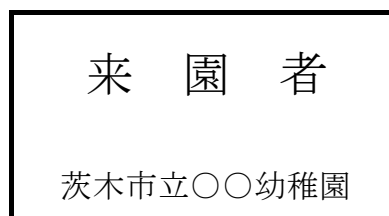
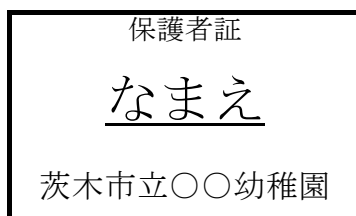
- (1) インターホンが鳴り、確認すると園児と保護者であった場合は解錠する

## 2 来園者の場合

- (1) インターホンが鳴り、確認すると保護者または園児以外であった場合
  - ①来園者の名前と用件を確認する
  - ②特に様子に変な場合は、すぐに園長に連絡し、指示を仰ぐこと
  - ③特に問題がないような場合は、「今から、鍵を開けますので、お待ちください」と伝え、解錠する  
※一緒に部外者が入らないように確認する
  - ④来園者名簿への記入を確認した上で、名札の着用が無い場合は来園者名札の着用を依頼する
  - ⑤保護者については、入園時配布した保護者証を着用するよう伝える
  - ⑥忘れた場合は、一般の来園者名札を使用
  - ⑦必要に応じて、訪問場所に案内するなど対応する  
※来園者名札例（首からつるす透明ホルダーに入れて使用する）

・保護者の場合（事前に配付）

・その他の来園者の場合（名札）



# 関係者以外の園への立ち入り

## 1 来園者を見かけた場合

- (1) 見かけた教職員は、「来園者名札」を着用しているかチェックする
  - ①着用している場合は、挨拶と声掛けをする
  - ②着用していない場合「恐れ入りますが、どちらさまでしょうか？」と、声を掛ける
    - 職員室まで案内し、来園者名簿へ記入の上、「来園者名札」を着用してもらう
    - 拒否した場合には、「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか」等と丁寧に退去を求める

## 2 職員室に案内した場合

- (1) 案内する途中で他の教職員へ連絡する
- (2) 「本園では、来園者の皆さんに、必ず受付で来園者名簿に記入し、来園者名札を着用していただくようお願いしています。」と説明し、理解してもらう
- (3) 「本園へどのようなご用件で来られましたか？」と、用件を確認する
  - ①理解いただき、用件のある場合は、来園者名簿へ記入の上、「来園者名札」を着用してもらい、用事のある場所まで案内する
  - ②理解いただけない場合・用件のない場合退去を求める  
「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか」などと、丁寧に退去を求める

## 3 退去を求めた場合

- (1) 退去した場合は、退去を確認し、再度侵入しないよう監視する  
保育幼稚園総務課（655-2753）に連絡する
- (2) 退去を拒否した場合は、危害を加える恐れがないかを判断する

# レベル1・・・園児（教職員）に危害が及ぶ危険性がある場合

## 1 初期対応

- (1) 侵入者を隔離できているが、危害を加えられそうな場合
  - ①侵入者の興奮を静め、落ち着かせるよう、言葉遣いに注意しながら凶器などを持参の有無を確認し、複数で対応する
  - ②「レベル1」であることを他の教職員に連絡する  
例「お客様ですので、職員室からメモを1枚、お願いします」  
(レベル1です。役割分担に従って行動してください)
  - ③保護者がいる時は園内でトラブルがあった場合の暗号による放送であることを伝える
- (2) 侵入者を隔離できていない場合
  - ①侵入者を保健室に隔離するよう試みる（侵入者との距離を1.5m以上確保する）
  - ②侵入者が納得すれば保健室へ連れて行く
  - ③保護者がいる時は、ドアと窓を閉めて保育室に入り子ども達の安全確保に協力してもらうよう伝える

## 2 安全確保

- (1) 園長は「110番」通報し、保育幼稚園総務課へ連絡、支援要請を指示する
- (2) 園児の在室確認と安全確保をした上で、放送等の指示を待つ
- (3) 侵入場所を教職員に連絡する  
例「Z先生（実在しません）に連絡します。〇〇まで来てください」  
(〇〇でレベル1です。役割分担に従って行動してください)

## 3 侵入者対応

- (1) 警察が到着するまで、園児等に危害を加えられないように時間をかせぐ

## 4 救助救護

- (1) 安全確保の応援（保育室へ向かう）や侵入者対応（園内巡視）の応援をする

## 5 連絡

- (1) 退去、逃亡した場合、近隣校へ連絡する

## レベル 2・・・園児（教職員）に直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合

### 1 対応者

- (1) 笛を吹く、大声を出す、大きな音を立てる、防犯ベルを鳴らすなどして、周囲に危険を知らせる
- (2) 近くに園児がいる場合はすぐ逃げるように指示し、侵入者を園児に近づけないようにする  
また、侵入者の注意をそらして園児を侵入者から遠ざけるようにするなど、園児の安全を図る
- (3) 保護者がいる場合は子どもを保護してもらうよう伝える
- (4) 侵入者を注視する。攻撃を仕掛けてきそうな場合は、距離をおきながら、机やイス、ほうき、消火器等  
防御できる身近な道具を用い、園児や自分自身に危害を加えられないようにしながら、時間をかせぐ
- (5) 侵入者が逃げた時は笛を鳴らしながら追いかけて、逃げる先の園児等に危険を知らせる
- (6) 園児に危害が及ばないよう最大限の努力をするとともに自らの身を守る  
(対応者が負傷してしまうと、子どもを守ることができない)
- (7) 園児が捕えられている場合は、侵入者に対して、興奮せず冷静になるように諭す  
「子どもを離してください」「落ち着いてください」

### 2 安全確保

- (1) 園長は直ちに「110番」通報する。避難するかどうかの判断をし、指示する  
保育幼稚園総務課へ連絡、支援要請する
- (2) レベル 2 の対応が必要であることを職員に知らせる  
例「職員室（〇〇室）で緊急事態です。レベル 2 です」  
「園児の皆さんは、職員室（〇〇室）から離れて保育室（遊戯室）に入りなさい」
- (3) 避難場所・経路を決定し、誘導するまたは、保育室（遊戯室）で待機（放送を待つ）

### 3 侵入者対応

- (1) 現場へ急行する。警察が到着するまで、園児等に危害を加えられないように時間をかせぐ
- (2) 侵入者が退去、逃亡した場合は、近隣校への連絡を保育幼稚園総務課に要請する

### 4 救助救護

- (1) 負傷者が出た場合に備えての準備をする

## レベル3・・・園児（教職員）に危害が及んだ場合

### 1 初期対応

- (1) 笛を吹く、大声を出す、大きな音を立てる、防犯ベルや火災報知器などを鳴らすなどして、周囲に危険を知らせる
- (2) 近くに園児がいる場合はすぐ逃げるように指示し、侵入者を園児に近づけないようにする  
また、侵入者の注意をそらして園児を侵入者から遠ざけるようにするなど、園児の安全を図る
- (3) 保護者がいる場合は子どもを保護してもらうよう伝える
- (4) 侵入者に注意しつつ負傷した園児等の状況確認、応急手当を行う（救命を最優先）
- (5) 被害が拡大しないようできるだけ時間をかせぐ
- (6) 駆けつけた教職員に、落ち着いて、状況を報告する

### 2 安全確保

- (1) 園長は直ちに「110番」、「119番」通報し、避難するかどうかが判断し指示する
- (2) 保育幼稚園総務課へ連絡。支援と近隣学校園への連絡を要請する
- (3) レベル3の対応が必要であることを職員に知らせる  
例「職員室で緊急事態。レベル3です」  
「園児の皆さんは、職員室から離れて保育室（遊戯室）に入りなさい」
- (4) 避難場所・経路に誘導し、園児の在室、負傷等状況の確認をする
- (5) 保育室（遊戯室）で待機（放送等の指示を待つ）をする
- (6) 避難場所・経路の誘導し、園児の在室、負傷等状況の確認をする
- (7) 保育室（遊戯室）で待機（放送等の指示を待つ）する

### 4 侵入者対応

- (1) 現場へ急行し（さすまたなど防御できる用具を持参する）、警察が到着するまで、被害が拡大しないよう、時間をかせぐ
- (2) 侵入者が逃げた場合は、追跡する（園外に逃亡した場合は追わず、再侵入を阻止する）

### 5 救助救護

- (1) 現場へ急行し、負傷者の応急手当、搬送の準備（救急車手配の要請）をする
- (2) 安全確保の応援（保育室または避難場所への誘導とその他救護）をする
- (3) 負傷者のリスト（組、名前、症状、処置、搬送先、付添者等の記録）の作成をする
- (4) 救急車同乗及び搬送先からの連絡（園、保護者）をする
- (5) 負傷者搬送先及び状況の確認をする

### 6 事後対応

- (1) 報道機関については、保育幼稚園総務課と連携し対応する

### ※ 不審者対応の留意事項

- ・ 原則として一人では対応せず、応援を得て二人以上で対応する
- ・ 手を伸ばしても届かないよう、相手との距離を保つ
- ・ 園児等から不審者をできるだけ遠ざける
- ・ 相手に背を向けない。相手が持っている荷物等から目を離さない
- ・ 別室へ案内する場合は、相手を部屋の奥へ案内し、教職員は入口付近に位置して、出入口を開放する（避難経路の確保）
- ・ 警報ブザー・笛(ホイッスル)の使用。110番通報などをためらわない
- ・ 目の前の状況だけで判断しない（すでに園内の別の場所で事件発生の可能性もある）
- ・ 防御は、不審者の取り押さえを目的とせず、園児等に近づけずに警察の到着を待つ

# 避難と待機についての原則

## 1 侵入者があった場合で、緊急に避難させる必要があるかどうか分からない場合 (近くに侵入者がおらず、状況が不明の時)

- (1) 原則として状況が判明するまで園児を保育室等で待機させ、教職員が保護する。その後、放送の指示等により避難する

## 2 教職員が園児の近くにおり、園児に指示できる場合

### (1) 園児を保育室に待機させる場合

- ①保育室の窓、扉を閉める。園児の人数確認後は施錠する
- ②保育室内では園児を出入り口から遠ざけておく
- ③教職員は防御できるような道具（イス等）を持ち、侵入に備える
- ④放送の指示があれば、指示に従い避難する
- ⑤避難場所は、次のいずれかの指示がある

\*原則は遊戯室だが園庭の場合もある

### (2) 園児を緊急に避難させる場合（近くに侵入者がおり、緊急に園児の安全を確保する時）

- ①侵入者から遠い方の出入り口を使い、園児を避難させる
- ②避難場所は、状況によってはより安全なところを選び、誘導することもあり得る
- ③侵入者が近づいてきて危険な場合は、物を投げつけたり、防御できるような物を用いたりして、園児が避難できるよう時間をかせぐ
- ④避難する際、隣接する保育室などにも大声で危険を知らせ、避難を促す

## 3 教職員が園児の近くにいない場合について、日ごろから園児に周知しておくこと

- (1) 来園者名札をしていなかったり、危険な物を持っていたりする人を見かけたら、すぐにその人から遠くへ離れる

- (2) 先生のいる場所（職員室等）に逃げ、先生に知らせる

- (3) 「保育室に入りなさい」という放送があった場合は、すぐに保育室に入る

ただし、自分の近くに危険な物を持っている人や暴れている人がいるなどの場合は、すぐに先生のいるところに逃げる





# 書式集

別添(3)

## 〇〇幼稚園 引き渡し・緊急連絡カード

秘

ふりがな 園児名		性別	男・女	血液型		型	クラス名	組
住所								
連絡先	自宅電話		携帯電話 (園児との関係)					( )
保護者氏名			園児との関係					
本園に在籍する兄弟姉妹	(有・無)		クラス名	氏名				
緊急時の 連絡先		連絡先 1	連絡先 2	連絡先 3				
	氏名							
	園児との関係							
	電話番号①							
	勤務先など							
	電話番号②							
勤務先など								
避難時に配慮してほしいこと								
※1 引き取り者氏名			※2 園児との関係					
※3 避難場所								
※4 引き渡し日時	月	日	時	分	※5 教職員氏名			

※1～3は引き取り者が記入すること(本人であることが証明できるものがあれば確認する)

※4～5は対応した教職員が記入する

※3避難場所は、園児の居所を記入してもらう(例 自宅 避難所など)

# 〇〇幼稚園 引き渡し・緊急連絡カード 記入例

(秘)

ふりがな 園児名	いばらき はなこ 茨木 花子	性別	男 ・ (女)	血液型	A	型	クラス名	はな 組	
住所	茨木市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号								
連絡先	自宅電話	072-6〇〇-〇〇〇〇	携帯電話 (園児との関係)	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (母)					
保護者氏名	茨木 太郎		園児との関係	父					
本園に在籍する兄弟姉妹	( (有) ・ 無 )		クラス名	ばら 組				氏名	茨木 次郎
			氏名					氏名	茨木 次郎
緊急時の連絡先		連絡先 1	連絡先 2	連絡先 3					
	氏名	茨木 玉子	茨木 太郎	茨木長次郎					
	園児との関係	母	父	祖父					
	電話番号①	072-6〇〇-〇〇〇〇	△△△-△△△-△△△△	072-6□□-□□□□					
	勤務先など	自宅	父携帯	祖父自宅					
	電話番号②	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	□□-□□□-□□□□						
勤務先など	母携帯	××銀行××課××係							
避難時に配慮してほしいこと	食べてはいけないものがある(小麦・卵) 使ってはいけない薬がある(●●●) 等								
※1 引き取り者氏名			※2 園児との関係						
※3 避難場所									
※4 引き渡し日時	月	日	時	分	※5 教職員氏名				

※1～5は記入しないでください。

- 1 このカードは、地震・台風などの災害時および体調が悪いときなどにも使用しますので、園児が幼稚園にいる間(保育・預かり保育中も含めて)連絡が取れるようにお願いします。
- 2 連絡先の電話番号に勤務先を含む場合は、勤務先名称及び所属部署を下段内に記入してください。
- 3 緊急時は、連絡先1-① 1-② 連絡先2-① 2-② 連絡先3-① 3-②の順に、園から連絡します。
- 4 血液型など、不明なところはわかり次第、お知らせください。
- 5 園児のクラス名や在籍の兄弟姉妹など**変更の可能性がある項目は、鉛筆で記入してください。**
- 6 このカードに**記入された内容に変更が生じた場合は、速やかに園にお知らせください。**緊急時の連絡先に記載される方や勤務先には必ず了承を得ておいてください。
- 7 カードを切り離し、園用を提出してください。もう1枚は控えになっていますので、ご家庭で保管しておいてください。
- 8 このカードは、退園および卒園時に返却いたします。

# 幼稚園遊具点検台帳

( 実施日 月 日 )

NO	遊具名	点検内容	結果	不良箇所及び状況	措置	備考
1	鉄棒	支柱	良 ・ 不良			
		頭	良 ・ 不良			
		バー	良 ・ 不良			
2	雲梯	支柱	良 ・ 不良			
		柱	良 ・ 不良			
3	ジャングルジム	支柱	良 ・ 不良			
4	滑り台	支柱	良 ・ 不良			
		すべり面	良 ・ 不良			
		天板	良 ・ 不良			
		階段	良 ・ 不良			
5	はんとう棒	支柱	良 ・ 不良			
		リング	良 ・ 不良			
		棒	良 ・ 不良			
6	ブランコ	支柱	良 ・ 不良			
		チェーン	良 ・ 不良			
		板	良 ・ 不良			
		バー	良 ・ 不良			
7	コンビネーション	支柱	良 ・ 不良			
		すべり面	良 ・ 不良			
		天板	良 ・ 不良			
		階段	良 ・ 不良			
		チェーン	良 ・ 不良			
		のぼり棒	良 ・ 不良			
8	太鼓橋	支柱	良 ・ 不良			
		柱	良 ・ 不良			
9	木製遊具		良 ・ 不良			
10	藤棚	支柱	良 ・ 不良			
		梁	良 ・ 不良			
			良 ・ 不良 良 ・ 不良 良 ・ 不良 良 ・ 不良 良 ・ 不良 良 ・ 不良 良 ・ 不良			

# 事故発生記録

《5年保存》

該 当 児	学年・組	歳児 組	性 別	男 ・ 女
	氏 名		生年月日	年 月 日
発 生 日 時	令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃			
発 生 場 所				
傷 病 の 状 況				
事 故 の 状 況				
園 の と っ た 処 置				
病 院 で の 処 置 内 容				
事 故 防 止 対 策				
そ の 他				

(注1) 別途、鑑をつけて保育幼稚園総務課まで提出すること

(注2) 救急搬送、もしくは首から上の怪我については教育委員会報告様式を使用すること(教務の手引き参照)

(注3) 重大事故の場合は、速やかに報告様式で報告後、教育委員会様式にて報告書を提出すること

## 事 故 発 生 記 録（記入例）

《5年保存》

該 当 児	学年・組	歳児 組	性 別	男 ・ 女
	氏 名		生年月日	年 月 日
発 生 日 時	令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分頃			
発 生 場 所				
傷 病 の 状 況				
事 故 の 状 況	何をしている時、どのように、職員はどうしていたか 等			
園 の と っ た 処 置	応急処置、病院搬送への経緯、保護者への連絡について 等			
病 院 で の 処 置 内 容	医療機関名、具体的な処置内容、今後について 等			
事 故 防 止 対 策	考えられることを簡潔に！（例：遊具からの転落などについては、全園児に再度、安全な使い方を確認する 等）			
そ の 他				

(注1) 別途、鑑をつけて保育幼稚園総務課まで提出すること

(注2) 救急搬送、もしくは首から上の怪我については教育委員会報告様式を使用すること(教務の手引き参照)

(注3) 重大事故の場合は、速やかに報告様式で報告後、教育委員会様式にて報告書を提出すること

# 教育・保育施設等 事故報告様式

(別紙1)

				報告回数					
認可・認可外				施設・事業種別					
自治体名				施設名					
所在地				開設(認可)年月日					
設置者 (社名・法人名・自治体名等)				代表者名					
在籍子ども数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	合計	
教育・保育従事者数		名		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名			
うち常勤教育・保育従事者		名		うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名			
保育室等の面積	乳児室	m <sup>2</sup>	ほふく室	m <sup>2</sup>	保育室	m <sup>2</sup>	遊戯室	m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
発生時の体制		名		教育・保育従事者		名		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士	名
異年齢構成の場合の内訳	0歳	名	1歳	名	2歳	名	3歳	名	
	4歳	名	5歳以上	名	学童	名			
事故発生日				事故発生時間帯					
子どもの年齢 (月齢)	所属クラス			入園・入所年月日					
子どもの性別				事故誘因					
事故の転帰				(負傷の場合)負傷状況					
(死亡の場合)死因				(負傷の場合)受傷部位					
病状・死因等 (既往歴)		【診断名】							
		【病状】							
		【既往症】		病院名					
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)									
発生場所									
発生時状況									
発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)									
当該事故に特徴的な事項									
発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む)									

- ※ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。
- ※ 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。
- ※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
- ※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

# 教育・保育施設等 事故報告様式

(別紙2)

要因	分析項目	記載欄【選択肢の具体的内容を記載】
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	事故予防マニュアルの有無	(具体的内容記載欄)
	事故予防に関する研修	実施頻度( )回/年 (具体的内容記載欄)
	職員配置	(具体的内容記載欄)
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検	実施頻度( )回/年 (具体的内容記載欄)
	遊具の安全点検	実施頻度( )回/年 (具体的内容記載欄)
	玩具の安全点検	実施頻度( )回/年 (具体的内容記載欄)
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
環境面 (教育・保育の状況等)	教育・保育の状況	
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
人的面 (担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士、保育従事者、職員の状況)	対象児の動き	(具体的内容記載欄)
	担当職員の動き	(具体的内容記載欄)
	他の職員の動き	(具体的内容記載欄)
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
<b>【所管自治体必須記載欄】</b> 事故発生の要因分析に係る自治体コメント ※事業所(者)は記載しないでください。		

《事故報告様式送付先》

- 幼保連携型認定こども園及び企業主導型保育事業について
  - ・内閣府 子ども・子育て本部 (FAX: 03-3581-2808 Email: kodomokosodate1@cao.go.jp)
- 幼稚園及び幼稚園型認定こども園の教育活動中の事故について
  - ・文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 (FAX: 03-6734-3736 Email: youji@mext.go.jp)
- 幼稚園及び幼稚園型認定こども園への通園中や園における製品に関する事故、園の安全管理に関する事故について
  - ・文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 (FAX: 03-6734-3794 Email: anzen@mext.go.jp)
- 認可保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、地域型保育事業、一時預かり事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、病児保育事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業について
  - ・厚生労働省 子ども家庭局 保育課 (FAX: 03-3595-2674 Email: hoikuanzen@mhlw.go.jp)
- こちらへも報告してください
  - ・消費者庁 消費者安全課 (FAX: 03-3507-9290 Email: i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)

教育・保育施設等 事故報告様式 (Ver.2) \*水色枠内はプルダウンメニューから選択してください【別紙4】

事故報告日				報告回数				
認可・認可外				施設・事業種別				
自治体名	〇〇県 〇〇市 (必ず都道府県名を入れてください)			施設名	〇〇〇〇〇認定こども園			
所在地	〇〇市〇〇1-1-1			開設(認可)年月日	昭和〇〇年〇月〇日			
設置者 (社名・法人名・自治体名等)	〇〇法人〇〇会			代表者名	〇〇 〇〇			
在籍子ども数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	合計
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
教育・保育従事者数	名			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士	名			
うち常勤教育・保育従事者	名			うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士	名			
保育室等の面積	乳児室	m <sup>2</sup>	ほふく室	m <sup>2</sup>	保育室	m <sup>2</sup>	遊戯室	m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
発生時の体制		名	教育・保育従事者			名	うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士	名
	異年齢構成の場合の内訳	0歳	名	1歳	名	2歳	名	3歳
		4歳	名	5歳以上	名	学童	名	
事故発生日				事故発生時間帯				
子どもの年齢(月齢)	所属クラス			入園・入所年月日				
子どもの性別				事故誘因				
事故の転帰				(負傷の場合)負傷状況				
(死亡の場合)死因				(負傷の場合)受傷部位				
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】	SIDSについては確定診断が出された時のみ記載すること						
	【病状】	SIDS疑いの場合は病状として記載してください						
	【既往症】		病院名					
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)	※事故と因子関係がある場合の、当該児童の教育・保育において留意が必要な事項(気管切開による吸引等の医療行為、経過観察中の疾病名等)についても、この特記事項へ記載してください							
発生場所								
発生時状況								
発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)	<p>(記載例)</p> <p>15:20 本児はケーキ(縦2cm、横2cm、厚さ2cm)をほおぼりながら食べるという食べ方をしていた。2つ目に手を伸ばし、食べていた。この時、担任保育士は少し離れた場所で他児の世話をしていた。ケーキを食べた本児が急に声を出した泣き出した。保育士が口内に指を入れて、かき出していたが本児の唇が青くなったことに気がついた。</p> <p>15:25 看護師を部屋に呼んだ後、救急車を要請。口に手を入れ開かせた。背中を強く叩いたが、何も出てこない。泣き声が次第にかすれ声になり、体が硬直してきた。</p> <p>看護師が到着した頃に、チアノーゼの症状が見られた。呼吸困難で、手は脱力した状態であると確認した。看護師が脈をとるとかなり微弱で、瞳孔が拡大している。本児がぐったりとし、顔等が冷たいのを確認。心臓を確認すると、止まっている様に感じ、心臓マッサージを行う。</p> <p>15:33 救急隊が到着し、心肺蘇生等を実施し、病院へ搬送。</p> <p>15:45 病院到着。意識不明であり、入院。</p> <p>〇月〇日 意識が回復しないまま死亡。</p>							
当該事故に特徴的な事項	(記載例) 普段は0歳児クラスで保育していたが、この日は1歳児クラスと合同で保育していた。							
発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む)	<p>(記載例)</p> <p>・園の対応</p> <p>〇/〇 保育園において児童の保護者と面談</p> <p>〇/〇 保育園で保護者説明会</p> <p>〇/〇 理事会で園長が説明</p> <p>・市の対応</p> <p>〇/〇 記者クラブへ概要を説明</p>							

- ※ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。
- ※ 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。
- ※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
- ※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。



教育・保育施設等 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】

要因	分析項目	記載欄【選択肢の具体的内容を記載】
ソフト面 (マニュアル、研修、 職員配置等)	事故予防マニュアルの有無	(具体的内容記載欄) マニュアルや指針の名称を記載してください
	事故予防に関する研修	実施頻度( )回/年 (具体的内容記載欄) ※実施している場合は、研修内容・対象者・講師等も簡単に記載してください
	職員配置	(具体的内容記載欄) 事故発生時ではなく、事故発生当日の保育体制としての配置人数について記載してください
	その他考えられる要因・分析、特記事項	当該事故に関連する要因や特記がある場合、必ず記入してください
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合もその理由を記載してください
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検	実施頻度( )回/年 (具体的内容記載欄) ※具体的方法等を記載してください。
	遊具の安全点検	実施頻度( )回/年 (具体的内容記載欄) ※具体的方法等を記載してください。また、遊具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
	玩具の安全点検	実施頻度( )回/年 (具体的内容記載欄) ※具体的方法等を記載してください。また、玩具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
	その他考えられる要因・分析、特記事項	寝具の種類(コト、布団(堅さも)、ベビーベット、ラックなど)、睡眠チェックの方法(頻度など)、児童の発達状況(寝返り開始前、寝返り開始から日が浅い場合は経過日数、自由に動けるなど)等、乳児の睡眠環境については、特に詳細に記載すること。分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください
環境面 (教育・保育の状況等)	教育・保育の状況	運動会の練習中、午睡後の集団遊び中、等具体的な保育状況を記載してください
	その他考えられる要因・分析、特記事項	分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください
人的面 (担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士、保育従事者、職員の状況)	対象児の動き	(具体的内容記載欄) なぜそのような行動をとったのかを明らかにするため、具体的に記載してください(例:朝、母親より風邪気味と申し送りあり、いつもは外遊びをするが室内で遊んでいた等)
	担当職員の動き	(具体的内容記載欄) なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください(例:雲梯の反対側で対象児ともう一人の児童を見ていたが、対象児が落下する瞬間に手を差し伸べたが間に合わなかった等)
	他の職員の動き	(具体的内容記載欄) なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載をしてください(例:園庭で他児のトラブルに対応していたため、見ていなかった等)
	その他考えられる要因・分析、特記事項	分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項	分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください。
【所管自治体必須記載欄】 事故発生の要因分析に係る自治体コメント ※事業所(者)は記載しないでください。		自治体の立ち入り検査や第三者評価の結果、勧告や改善命令などの履歴があるかどうか、その結果や改善勧告への対応、今後の研修計画等あればその内容等、所管自治体として把握していること、取り組んでいることも含めて記載してください

《事故報告様式送付先》

- 幼保連携型認定こども園及び企業主導型保育事業について

・内閣府 子ども・子育て本部 (FAX: 03-3581-2808 Email: kodomokosodate1@cao.go.jp)

- 幼稚園及び幼稚園型認定こども園の教育活動中の事故について

・文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 (FAX: 03-6734-3736 Email: youji@mext.go.jp)

- 幼稚園及び幼稚園型認定こども園への通園中や園における製品に関する事故、園の安全管理に関する事故について

・文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 (FAX: 03-6734-3794 Email: anzen@mext.go.jp)

- 認可保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、地域型保育事業、一時預かり事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、病児保育事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業について

・厚生労働省 子ども家庭局 保育課 (FAX: 03-3595-2674 Email: hoikuanzen@mhlw.go.jp)

- こちらへも報告してください

・消費者庁 消費者安全課 (FAX: 03-3507-9290 Email: i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)

プルダウンメニュー別表（水色のセルには以下の選択肢から選んだものを記載してください）

項目	以下の中から選択してください
事故報告日	1. 平成27年～平成40年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
報告回数	1. 第1報 2. 第2報 3. 第3報 4. 第4報以降
認可・認可外	1. 認可 2. 認可外 3. その他
施設・事業種別	1. 幼保連携型認定こども園 2. 幼稚園型認定こども園 3. 保育所型認定こども園 4. 地方裁量型認定こども園 5. 幼稚園 6. 認可保育所 7. 小規模保育事業 8. 家庭的保育事業 9. 居宅訪問型保育事業 10. 事業所内保育事業(認可) 11. 一時預かり事業 12. 病児保育事業 13. 企業主導型保育事業 14. 地方単独保育施設 15. その他の認可外保育施設 16. 認可外の居宅訪問型保育事業
発生時の体制	1. 0歳児 2. 1歳児 3. 2歳児 4. 3歳児 5. 4歳児 6. 5歳以上児 7. 異年齢構成 8. 学童
事故発生日	1. 平成27年～平成40年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
事故発生時間帯	1. 朝(始業～午前10時頃) 2. 午前中 3. 昼食時・おやつ時 4. 午睡中 5. 午後 6. 夕方(16時頃～夕食提供前頃) 7. 夜間・早朝(泊り保育)
子どもの年齢	1. 0歳(0～11か月) 2. 1歳 3. 2歳 4. 3歳 5. 4歳 6. 5歳 7. 6歳 8. 学童
所属クラス	1. 0歳児クラス 2. 1歳児クラス 3. 2歳児クラス 4. 3歳児クラス 5. 4歳児クラス 6. 5歳以上児クラス 7. 異年齢構成 8. 学童
入園・入所年月日	1. 平成23年～平成40年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
子どもの性別	1. 男児 2. 女児
事故の転帰	1. 負傷 2. 死亡
死因	0. 負傷 1. 乳幼児突然死症候群(SIDS) 2. 窒息 3. 病死 4. 溺死 5. アナフィラキシーショック 6. その他
事故誘因	0. 死亡 1. 遊具等からの転落・落下 2. 自らの転倒・衝突によるもの 3. 子ども同士の衝突によるもの 4. 玩具・遊具等施設・設備の安全上の不備によるもの 5. 他児から危害を加えられたもの 6. アナフィラキシーによるもの 7. 溺水によるもの 8. その他
負傷状況	0. 死亡 1. 意識不明 2. 骨折 3. 火傷 4. 創傷(切創・裂創等) 5. 口腔内受傷 6. その他
受傷部位	0. 死亡 1. 頭部 2. 顔面(口腔内含む) 3. 体幹(首・胸部・腹部・臀部) 4. 上肢(腕・手・手指) 5. 下肢(足・足指)
発生場所	1. 施設内(室内) 2. 施設内(室外・園庭等) 3. 施設外(園外保育先・公園等)
発生時状況	1. 屋外活動中 2. 室内活動中 3. 睡眠中(うつぶせ寝) 4. 睡眠中(うつぶせ寝以外) 5. 食事中(おやつ含む) 6. 水遊び・プール活動中 7. 登園・降園中 8. その他
事故予防マニュアルの有無	1. あり 2. なし
事故予防に関する研修	1. 定期的実施 2. 不定期実施 3. 未実施
職員配置	1. 基準以上配置 2. 基準配置 3. 基準以下
施設の安全点検	1. 定期的実施 2. 不定期実施 3. 未実施
遊具の安全点検	1. 定期的実施 2. 不定期実施 3. 未実施
玩具の安全点検	1. 定期的実施 2. 不定期実施 3. 未実施
教育・保育の状況	1. 集団活動中・見守りあり 2. 集団活動中・子ども達のみ 3. 個人活動中・見守りあり 4. 個人活動中・子どものみ 5. 睡眠(午睡)中 6. 食事(おやつ)中 7. その他
対象児の動き	1. いつもどおりの様子であった 2. いつもより元気がなかった[その理由:記載] 3. いつもより活発で活動的であった[その理由:記載] 4. 具合が悪かった(熱発・腹痛・風邪気味等)[その理由:記載]
担当職員の動き	1. 対象児とマンツーマンの状態(対象児に接していた) 2. 対象児の至近で対象児を見ていた 3. 対象児から離れたところで対象児を見ていた 4. 対象児の動きを見ていなかった
他の職員の動き	1. 担当者・対象児の動きを見ていた(至近距離にいた) 2. 担当者・対象児の動きを見ていなかった

# ヒヤリ・ハット報告書様式

## ヒヤリ・ハット報告書

日時	年 月 日( ) 午前・午後 時 分 天候:
どこで	
誰が	歳児 性別 / 男・女
どうしていた時 (子どもの状況)	
ヒヤリ・ハット した内容	
原因	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境に問題があった。</li><li>・設備などに問題があった。</li><li>・保育方法に問題があった。</li><li>・自分自身に問題があった。</li><li>①よく見えていなかった。聞こえていなかった。</li><li>②気がつかなかった。</li><li>③忘れていた。</li><li>④知らなかった。</li><li>⑤深く考えていなかった。</li><li>⑥大丈夫だと思った。</li><li>⑦慌てていた。</li><li>⑧疲れていた。</li><li>⑨不愉快なことがあった。</li><li>⑩無意識に手が動いた。</li><li>⑪やりにくかった(難しかった)。</li><li>⑫身体のバランスを崩した。</li><li>⑬その他( )</li></ul>
教訓・対応	
備考	
報告者	

# ヒヤリハット報告書

事業場名		報告者氏名	
いつ	令和 年 月 日 ( ) : 頃	分類 (該当番号を○で囲む)	
どこで	倉庫	1 墜落・転落	9 おぼれ
何をしていた、 どうして、 どうなった		2 転倒	10 有害物との接触
		3 激突	11 感電
		4 飛来・落下	12 爆発
		5 火傷	13 火災
		6 はさまれ・巻き込まれ	14 交通事故
		7 切れ・こすれ	15 その他
		8 崩壊・倒壊	( )

問題点または想定される問題と対処方法 (該当番号を○で囲む)		
その時あなた自身は	作業環境の問題(物的原因)	作業方法の問題(人的原因)
1 よく見え(聞こえ)なかった	1 床面が凸凹、滑りやすい	1 基本どおりにやらなかった
2 気が付かなかった	2 作業場所が狭い	2 指示通りにやらなかった
3 忘れていた	3 整理整頓がよくない	3 とっさに危険な動作をした
4 知らなかった	4 物の置き方がよくない	4 安全確認をしなかった
5 考え事をしていた	5 機械が正常に動かなかった	5 工具・機器の使い方が悪かった
6 大丈夫だと思った	6 環境が悪い (照明・暑熱・騒音 等)	6 作業方法・取り扱いを誤った
7 あわてていた	7 危険箇所の表示がない、 見にくい	7 危険箇所に入った、手等を入れた
8 不愉快なことがあった	8 危険物の管理がよくなかった	8 作業位置や姿勢がよくなかった
9 疲れていた	9 安全装置が働かなかった	9 共同者との連絡が不十分だった
10 無意識に手等が動いた	10 その他	10 作業段取りが悪かった
11 やりにくかった	( )	11 教わっていなかった
12 体のバランスを崩した	( )	12 その他
13 その他( )	( )	( )
どうすれば防げたか		

※ 報告はあなたの安全や職場の環境改善につながります。  
 ※ あなたの貴重な体験を、職場の災害防止に活かしましょう。

**【記入上の注意】**  
 ○軽微なものであっても報告してください。  
 ○記入対象は自分自身です。誰かを怪我させそうになったというのではなく、自分が怪我しそうになった状況を具体的に記入してください。

# 災害状況報告 (第 報) 【様式1】

( 報告日時 ) 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 現在

園名	幼稚園 (園長名: )
報告者	
電話番号	
FAX番号	
Emailアドレス	
在籍職員数	
在園児数	3歳児 ( ) 4歳児 ( ) 5歳児 ( ) 計 ( )

報告事項	状 況						
	3歳児		4歳児		5歳児		合計
登園児数(*)	組	( )人	組	( )人	組	( )人	( )人
			組	( )人	組	( )人	
職員数(*)	( )人						
怪我等の様子(*)	園児	( )人	氏名 状況 等				
	職員	( )人	氏名 状況 等				
不明者(*)	園児	( )人	氏名 状況 等				
	職員	( )人	氏名 状況 等				
保育時の様子(*) (いずれかに○)	登園前	朝の預かり	保育中	午後の預かり	降園後	休日	その他
ライフラインの状況(*)	電話	メール	電気	水道	その他( )		
連絡事項							
課への要望							
その他							

\* 部分について、わかる範囲で第1報を行うこと

# 安否確認表(長期休業中・休日 用)

# 【様式2】

## 【在園する園児・職員】

項目	園児・職員の確認		状況(怪我等の状況があれば記載)
園児の確認	5歳	組 人	
	4歳	組 人	
	3歳	組 人	
	計 人		
職員の確認	正規職員	人	
	臨時職員	人	
	預かり指導員	人	
	計	人	

## 【在宅する園児・職員】

項目	園児・職員の確認			状況(怪我等の状況があれば記載)
	園児・職員の確認		未確認数	
園児の確認	5歳	組 人	人	
			人	
	4歳	組 人	人	
	3歳	組 人	人	
	計 人	人		
職員の確認	正規職員	人	人	
	臨時職員	人	人	
	預かり指導員	人	人	
	計		人	
特記事項 (避難状況 伝達事項 等)				

○災害当初は様式1で在園する園児・職員の報告を行い、安否確認において様式2を使用すること

○夜間、休日等の災害において、安否確認をする必要がある場合は、様式2の下枠のみを使用して報告すること

# 施設等確認表 (第 報) 【様式3】

( 報告日時 ) 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 現在

項目	チェック(○)	状況	特記事項
ガス		正常	
		使用不可	
		使用できるが不備がある	
		ガスの臭いがする	
		炎の色が悪い	
		火が弱い	
		変な音がする	
		元栓や器具等の破損	
		不明	
電気		正常	
		使用不可	
		電球等破損がある	
		点滅状態である	
		不明	
水道		正常	
		使用不可	
		水栓等の破損	
		水道管破裂	
		不明	
屋根		異常なし	
		異常あり	
		天井部分の破損	
		天井部分の落下	
		雨漏り	

外壁		異常なし		
		異常あり		
			ひび	
			落下	
ブロック塀 門扉		異常なし		
		異常あり		
			ひび	
			落下	
			転倒	
遊具		使用可能		
		使用不可		
			亀裂	
			落下	
			転倒	
その他		異常なし		※異常がある場合、何がどのような状況であるか記載すること
	地面	異常あり		
外灯				
木				
花壇				
国旗のポール				
倉庫				
窓ガラス タイル 等				

※安全確保をして点検をすること(特に火元、ガス点検は危険と思う場合は、むやみに触れない 等)

※異常等がある場合は、個数や状況など詳細に記載すること。また、同一のもので複数箇所ある場合は、園舎等の図面などを添付すること



令和 年 月 日

(あて先)茨木市教育委員会 教育長

大阪府 茨木保健所長

(FAX:623-3999 茨木市教育委員会 学務課保健給食係)

(FAX:623-6856 大阪府 茨木保健所)

茨木市立 幼稚園

園長

## 学校保健安全法に基づく臨時休業の 報告について

表記について、臨時休業(学級・学年・園)の必要が生じたので、報告します。

	学年・クラス	在籍者数	欠席者数	休業区分 (学年 学級 園)	閉鎖期間 (開始)	閉鎖期間 (終了)	休業理由、その他 (欠席理由ごとの人数、 り患登園者数、感染拡大の 経過など)
1	—				/	/	
2	—				/	/	
3	—				/	/	
4	—				/	/	
5	—				/	/	
6	—				/	/	
7	—				/	/	
8	—				/	/	
9	—				/	/	
10	—				/	/	

# 所(園)内感染症等経過観察表

(在籍全児童数 人、職員 人) No. \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_ 保育所・園

※職員は実年齢記入、クラス名又は調理・清掃等を記入

氏名 イニシャル	性別	歳児 (職員は年 齢)	歳児クラスが異 なるときに記入 クラス名	おむつ 使用児 ○	日	目	日	目	日	目	日	目	備考
					/	/	/	/	/	/	/	/	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
新規 患者数													
累計 患者数													
有症者数													

## 所 (園) 内感染症等経過観察表 (別紙様式)

25. 10月時点

### 記入の際の注意点

この様式は、食中毒及び感染症が発生した時、施設内での感染状況を早期に追跡するためのシートです。  
このシートを用いて、囑託医師及び茨木市保育幼稚園課、茨木保健所地域保健課と連携を図り、施設内での  
感染症拡大を防止する目的で使用します。

#### (記入方法)

項目に沿って記入します。  
発症者について、1～番号にて体調管理を行います。  
保健所の指導管理下となった場合、経過観察が終了となるまで同じ発症者が同じ番号を引き継いで管理します。

#### 一症状等について一 (記号で記載)

	記号		記号		記号		記号
初期下痢	●	初発嘔吐	▲	初発発熱	■	欠席	欠
下痢	○	嘔吐	△	発熱	□	不明	?

#### 一備考欄について一

嘔吐した場所 (施設・家庭内か、施設内であった場合 場所はどこか)  
感染者の兄弟有無 等

管理シートは電子データでも送付します。